

政策資料

No.288 《復刊183号》
1990年9月1日

巻頭言 五十嵐 広三1

〈特 集〉 森林政策関係

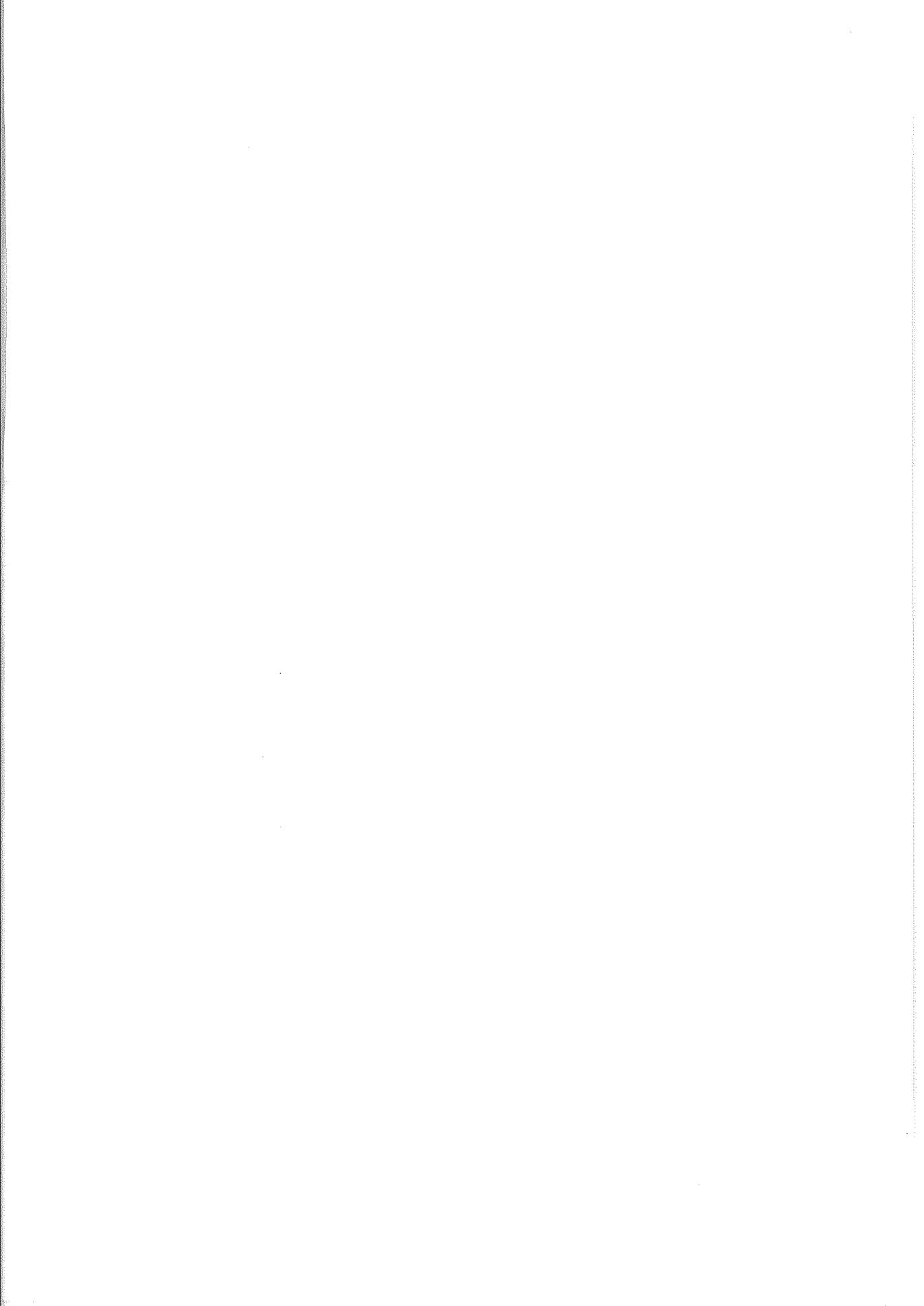
- 社会党「新しい森林政策」による法制化の概略2
- ・森林法の一部を改正する法律案・地域林業振興法案・森林総合整備促進法案9
- ・国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案・国有林野事業再建整備特別措置法案18

〈資 料〉

〈1991年度予算編成関係〉

- 1991年度予算編成に関する申し入れ23
- 1991年度予算概算要求基準について(談話)25
- 1991年度(平成3年度)文部省予算概算要求についての申し入れ26

- 1991年度運輸省関係予算についての申し入れ31
- 選挙制度審議会・小委員会報告について(談話)32
- 選挙制度審議会答申について(談話)33
- 公共投資10ヵ年計画実施についての5つの重点34
- G N P 1%(約4兆円)を国土保全・森林の活性化に投資することを提唱する35
- 酸化チタン製造工程で発生する廃棄物処分地の調査についての申し入れ36
- 「日本社会党訪朝代表団」記者会見要旨37
- 「コメの市場開放阻止」についての書記長見解39
- 兵庫県立神戸高塚高校・生徒圧死事件 日本社会党合同調査団記者会見要旨39





市民型文化行政を

五十嵐 広三

政策審議会副会長

残響可変壁を後部の壁面に取りつけたことは、音楽性を徹底的に追求し「バツハホール」としてあまりにも有名だが、これらの先駆的な地方のすぐれた仕事が近年ようやく全国的に開花しているのは嬉しいことだ。

どこに出しても恥かしくない、質の高い芸歳を、地域にあってもふれることができ、しかもできるだけ手軽な料金で市民に提供することが大切だ。

文化行政の難かしいところは、もちろん十分なカネをつけることが第一ではあるが、しかしハコをつくればそれでよいというものではない。

それがどう市民のよろこびや感動と深く触れ合っていくかが一番問われるところだからだ。

今年の自治体学会は「市民型文化ビジョン」をテーマにしたが、このテーマはそのまま二一世紀にむけて、成熟社会における新しい行政のテーマとして登場するに違いない。

宮城県の本間俊太郎知事は新田町の町長時代の昭和五六年に文化会館をつくっているが、ホールの（いがらしこうぞう・衆議院議員）

七月に大阪で開かれた第四回自治体学会のテーマは「市民型文化のビジョン」であった。

近年は「文化」という言葉を耳にする機会が増えてきた。常にその貧困な政策を批判されている政府でも、芸術文化振興基金を設置することになったが、よく指摘されるように、わが国の文化予算はフランスなど欧米諸国と比べちょうど一桁落ちで、相変わらずの文化小国ぶりである。

しかし、地方自治体の方は目立つて文化事業が急伸してきた。文部省の調べでは八八年度の都道府県の芸術文化事業費は八二一億円

で前年比二六・八%増、また市町村分は二〇七五億円で二〇・四%増である。

中味としては、やはりハコづくりが主ではあるが、最近は水戸芸術館のように単なるハコづくりではなく、第一級の演奏家たちによる専属の室内管弦楽団や国際的な演出家が率いる専属劇団の創造活動の拠点にしたりしているようなどころも現われてきた。芸術館の誕生で、水戸のまちの印象は一変しきりが世界の芸術の発信地になつたことを実感させていくといふ。

藤沢市の市民オペラはすでに国

「芸術館効果」は市民に自分たちのまちが世界の芸術の発信地になつたことを実感させていくといふ。

宮城県の本間俊太郎知事は新田町の町長時代の昭和五六年に文化会館をつくっているが、ホールの（いがらしこうぞう・衆議院議員）

特集

森 林 政 策 関 係

林業六法案について

社会党「新しい森林政策」による法制化の概略

林業六法案（森林法の一部を改正する法律案、地域林業振興法案、森林総合整備促進法案、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案、国有林野事業再建整備特別措置法案、林業労働法案）は、党の林業対策特別委員会の中のプロジェクト・チームを中心と

一 森林法の一部改正

1 審議会の構成（森林法六九、七〇条）

審議会の構成について、現在は学識経験者によるとされているのを、「森林所有者を代表する委員」、「林業労働者を代表する委員」及び「学識経験を有する委員」の三者（「都道府県森林審議会」においては「住民を代表する委員」も加え四者）によるものと改める。そして委員の任命は各関係団体（住民を代表する委員については都道府県議会）の推薦によるものとする。

2 地域森林計画の改革

国有林野事業に対する民意の反映（森林法五条）

「地域森林計画」は現在は民有林のみを対象とし、国有林野事業は独立した固有の計画に基づき運営されているが、「地域森林計画」を国有林も含むものに改め、知事が「都道府次号に掲載する。

2 審議会の意見の拘束力の強化（森林法四、

「県森林審議会」の議を経て定めることで国有林野事業に地方の意見を反映させることができるようにする。

三 間伐・保育の促進

「森林整備市町村」による間伐・保育の促進（森林法一〇条の八）

「間伐・保育の勧告」の対象となる「特定森林」の範囲について、現在は①間伐・保育が適正に実施されていないこと②これらを早急に実施する必要があることの二つの要件が必要となつていてのを①の要件のみに改め、より早い段階で「森林整備市町村」の長が勧告できることにする。この「間伐・保育の勧告」に続いては、「所有権の移転等に関する協議の勧告」、都道府県知事の「所有権の移転等に関する調停」の段階に進むことになる。

二 地域林業振興法

一 目的

この法律は、林業が重要な地位を占めている「地域林業振興市町村」について、林業従事者等の自主的な意向に基づく林業及び関連産業の振興に関する「地域林業振興計画」の作成、これに基づく事業への助成の措置等を定めることにより、林業及び関連産業の一体としての振興を図ることを目的とする。

二 振興の対象

1 林業（二条一項）

この法律において振興の対象になる「林業」とは、「森林の經營の事業」のほか「林産物の採取又は生産の事業」、「森林を保健又は休養の用に供する事業」等の広い範囲の事業をいう。

2 関連産業（二条四項）

この法律において振興の対象になる「関連産業」とは、「林産物の加工の事業」、「林産物又は林産物に係る加工品の販売の事業」及び「森林及びその周辺の地域における観光に関する事業」をいう。

三 林業等振興基本目標・基本対策、林業等振興目標・対策

1 林業等基本目標及び基本対策（三、四条）農林水産大臣は、林業基本法の「基本計画及び長期の見通し」及び森林法の「全国森林計画」との調和が保たれるように考慮して、「林業等振興基本目標及び基本対策」を定める。

2 林業等振興目標及び対策（五、六条）

知事は、「林業等振興基本目標及び対策」に基づき、森林法の「地域森林計画」との調和が保たれるように考慮し、かつ、地域の自然的経済的社会的諸条件を勘案して、区域内の民有林に加え国有林をも対象として、林業及び関連産業の振興に関し、毎年、五年を一期とする「地域林業振興計画」をたてなければならない。

(2) 「地域林業振興計画」には、次の事項を林業及び関連産業の一体としての振興を図る見地から有機的連係の下に総合的に定める。

一 森林所有者等又は関連産業に係る中小企業者の協同組織の育成に関する事項

- 2 関係団体の意見の聴取（三、五条）

「林業等振興基本目標及び基本対策」と「林業等振興目標及び対策」を定めようとするとしての振興を図ることを目的とする。
- 3 関連産業の育成等に関する事項
- 4 雇用の安定及び労働条件の改善並び

きは、森林所有者の組織する団体、林業を営む者の組織する団体、関連産業を営む者の組織する団体及び関連産業労働者の組織する団体の意見を聽かなければならない。

四 地域林業振興計画

1 地域林業振興市町村の指定（七条）

知事は、林業が重要な地位を占めている市町村を「地域林業振興市町村」として指定できる。

2 地域林業振興計画の作成（八、九条）

(1) 地域林業振興市町村は、「林業等振興目標及び対策」に基づき「地域森林計画」との調和が保たれるように考慮し、かつ、地域の自然的経済的社会的諸条件を勘案して、区域内の民有林に加え国有林をも対象として、林業及び関連産業の振興に関し、毎年、五年を一期とする「地域林業振興計画」をたてなければならない。

に就業機会の増大に関する事項

五 その他

(3) 「地域林業振興計画」をたてようとす

るときは、「地域林業振興協議会」の議を経なければならない。

(4) 知事は、地域林業振興協議会の議を経た地域林業振興市町村の意見を聴いて、

「地域林業振興計画」について必要な調整を行なうことができる。

地域林業振興協議会

1 地域林業振興協議会の設置（一三条）

(1) 「地域林業振興市町村」に、「地域林業振興協議会」（以下「協議会」という。）

を置く。

(2) 協議会は、「森林所有者を代表する者」、「林業を営む者を代表する者」、「林業労働者を代表する者」、「関連産業労働者を代表する者」及び「住民を代表する者」三〇人

以内で組織し、それぞれ、各関係団体（住民を代表する者は地域林業振興市町村の議会）の推薦に基づいて、地域林業振興市町村の長が任命する。

2 地域林業振興協議会の権限（一三条）

協議会は、四二(3)のほか、林業及び関連産業に関する事項について、地域林業振興市町村の長に意見述べることができる。

六 伐採、造林又は育林についての勧告

1 伐採、造林又は育林についての勧告（一

○条一項)

地域林業振興市町村の長は、森林（国有

林、保安林、保安施設地区の森林を除く。）

の伐採、造林又は育林が地域林業振興計画において定められている伐採造林又は育林

に関する事項に従つて実施されていないこ

とにより、地域林業振興計画の達成に著しい支障が生じると認めるときは、「伐採、造林又は育林を実施すべき旨を勧告」するこ

とができる。

2 所有権の移転等に関する協議の勧告（一

○条三項)

地域林業振興市町村の長は、「伐採、造林又は育林についての勧告」をした場合にお

いて、その勧告を受けた者がこれに従わなければ、その者に対し、当該森林又は當該森林の立木竹について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者と「所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転に関し協議すべき旨を勧告」することができる。

2 助成（一二条）

地域林業振興市町村は、地域林業振興計画に基づき事業を実施する者に対し、当該事業に要する費用の一部を補助する。

三 森林総合整備促進法

一 目的

この法律は、森林所有の零細性及び分散性に基づく森林の整備の停滞を克服するために森林の総合的かつ効率的な整備を行う「森林総合整備事業」を推進することにより、公益的機能その他の森林の有する諸機能の維持増進を図り、もって国民経済の発展と国民福祉の向上とに資することを目的とする。

二 森林総合整備事業

1 森林総合整備事業（二条）

「森林総合整備事業」とは、「事業主体」が、「森林総合整備事業計画」に従つて実施する森林の立木竹の伐採、造林、間伐及び保育、林道の間設及び改良その他森林の整備のために必要な事業である。

2 事業主体（四条）

「事業主体」には、国、地方公共団体、第三セクター、森林開発公団、森林組合等の限られた団体しかなることができない。個人の森林所有者は、事業主体に森林の經營又は施業を委託することで森林総合整備

事業の対象となることになる。

3 森林総合整備事業の実施原則（三条）

「森林総合整備事業」は、①国土の保全、水源のかん養、良好な自然環境の保全及び形成、教育及び文化の向上への寄与その他、の森林の有する公益的機能の高度発揮、②森林生産力の増進、③森林施業の共同化の促進、④林業従事者の福祉の向上、⑤林業地域の振興を原則として実施する。

三 森林総合整備事業計画等

1 森林総合整備地域の指定（五条）
知事は、市町村の申請に基づき、集団的に存在し（そのうち、私有林の面積が政令で定める面積以上なければならない）かつ事業主体が権限を有する森林を「整備地域」として指定する。

2 「森林総合整備事業計画」（以下「整備事業計画」という。）の作成（六条）

1 市町村は、「整備地域」につき、五年を一期とする「整備事業計画」をたてなければならぬ。

(2) 整備事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 森林の整備の基本方針
- 二 事業主体に関する事項
- 三 森林総合整備事業の事業内容及び事業量に関する事項
- 四 森林総合整備事業の実施に関し必要

な労働力に関する事項

5 その他の都道府県

知事は、「整備事業計画」が次に掲げる要件をすべて満たすときは、これを承認する。
一 森林法の「地域森林計画」の内容に照らして適当であること。

二 整備地域の森林の現況からみて二・三の「森林総合整備事業の実施原則」に合致した事業内容及び事業量が計画されていること。

三 雇用の安定及び労働条件の改善並びに就業機会の増大に資するものであること。

四 その他

4 年度計画（九条）

市町村は、毎年度、「整備事業計画」に基づき具体的な森林総合整備事業の実施内容等及び必要労働量を定める「年度計画」をたて、知事の承認を受ける。

5 整備事業計画の承認の取消し（一〇条）

知事は、事業主体が森林総合整備事業を実施するにつき「年度計画」に従つていなければならぬ。
(2) 整備事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 国の補助（一三条）

(1) 国は、森林総合整備事業の実施につき、都道府県に対し次の補助を行う。

一 都道府県が「事業主体」の場合は、その要する費用の一部

森林総合整備事業が地域林業振興法の「地域林業振興計画」に基づく事業である場合には、国は、「地域林業振興法市町村」に対し、地域林業振興法に基づく交付金に加え、「交付金」を交付する。

(2) 「国有林野事業」が事業主体として委託を受けた森林につき森林総合整備事業を実施する場合には、その要する費用の一部を「一般会計」から「国有林野事業特別会計」の「国有林野事業勘定」に繰り入れる。

2 都道府県・市町村の援助（一二条）
都道府県知事及び市町村は、必要な援助を行うように努めるものとする。

四 国有林野事業特別会計法の一部改正

一 改正の目的

現行の特別会計法では、特別会計の設置の趣旨は、「国有林野事業を企業的に運営することにあるとされているのを、「国有林野の經營を企業的に運営するとともに、国

有林野の有する公益的機能の確保に努める」ことにあることに改め（特別会計法一条）。国有林野事業が国有林野の公益的機能の確保自体を独立の目的としていることを明らかにする。

二 国有林野事業の事業範囲の拡大等

1 国有林野事業の事業範囲の拡大（特別会計法一条）

現行の特別会計法では、「国有林野事業」の範囲は国有林野の管理經營の事業とその附帯事業に限られているが、これらの事業に加え①国有林野を保健及び休養の用に供する事業②不要存置林野において国有林材を使用して住宅を建築し、これを貸し付けて行えることに改める。

2 受託業務の範囲の拡大（特別会計法八条）

国有林野事業の事業範囲の拡大にあわせて、受託業務の範囲も拡大させる。

三 国有林野公益勘定の設置

1 国有林野公益勘定の経理（特別会計法八条の二）

国有林野公益勘定においては、次の費用を歳出とする。

一 「森林の保全管理及び整備に関する公益的費用」に相当する額の国有林野事業勘定への繰入金ここで「森林の保全管理

及び整備に関する公益的費用」とは、造林、間伐及び保育、林道の開設及び改良その他政令で定める事業に要する費用のうち森林の公益的機能を確保するために必要なものとして政令で定めるものをいう。（注：後者の政令は、民有林における造林等の事業に対する補助率に相当する「比率」を定める。）

2 「森林レクリエーション事業」（国有林野を国民のレクリエーションに活用するための自然休養林の整備及び管理その他

政令で定める事業をいう。）に要する費用

三 林木の育種事業に要する費用及び林業技術の開発に要する費用

2 「一般会計」から「国有林野公益勘定」への繰り入れ（特別会計法八条の四）

「森林の保全管理及び整備に関する公益的費用」「森林レクリエーション事業に要する費用」「林木の育種事業に要する費用」並びに「林業技術の開発に要する費用」の額に相当する金額は、「一般会計」から「国有林野公益勘定」に繰り入れるものとする。

五 国有林野事業再建整備特別措置法

一 目的

この法律は、国有林野事業の再建整備が急務とされている現状にかんがみ、「再建整備特別計画」を策定し、緊急を要する森林資源の整備等を促進するとともに、国有林野事業の財政再建等に関し必要な「退職手当等に係る借入金」等の特別措置を定めることにより、国有林野事業の健全な運営と発展に資することを目的とする。なお、財政再建に偏った現

から償還が完了する年度までの期間中の毎年度、償還金に充てるべき金額を「一般会計」から「国有林野事業勘定」に繰り入れる。

これは、

公益勘定の設置の趣旨と同様、国有林野の公益的機能を確保するための費用等の公益的費用は一般会計が負担するべきであるとする趣旨の規定である。したがつて、累積債務のうち公益的費用に支出された部分を政令で「特定借入金」と定めることになる。

2 利子補給（特別会計法附則一六条二項）

政府は、「特定借入金」について、平成二年からその償還が完了するまでの期間中の毎年度、利子の支払いに充てるべき金額を「一般会計」から「国有林野事業勘定」に繰り入れる。

行の国有林野事業改善特別措置法は、廃止する。(附則)一条

二 国有林野事業再建整備の基本理念

国有林野事業の再建整備は、国土の保全、水源のかん養、良好な自然環境の保全及び形成、教育及び文化の向上への寄与、林産物の計画的かつ持続的な供給、国有林野の所在する農山村地域の振興への寄与等国有林野の有する公益的機能その他の諸機能が、将来に向かって、高度に發揮されることを基本理念として行うものとする。

三 再建整備特別計画

1 再建整備特別計画 (三条)

(1) 農林水産大臣は、国有林野事業における森林資源の整備、収支の均衡の回復等の経営の健全性の確立が「再建整備期間」(平成二年度以降十五年間をいう。以下同じ。)中に達成されることを旨として、同年度以降、五年度ごとに、五年を一期とする「再建整備特別計画」を定め、これに従つて国有林野事業を運営する。

2

(1) 林政審議会の関与 (三三条、附則四条)

「再建整備特別計画」は、次の事項について、それぞれ特記した点に留意して定めるものとする。

一 「森林資源の整備に関する事項」
「保続生産態勢」を早急に確立することができるように、収穫量の適正な決定、造林及び間伐の計画的かつ適切な実

施、林道の計画的な整備等により森林資源の整備を緊急に図ること。

二 「産物の売払いの形態に関する事項」

素材による売払い及び競争入札による売払いによることを基本とすること。

三 「業務の実施形態に関する事項」

国が雇用する労働者による業務の実施を基本とすること。

四 「経営管理の適正化に関する事項」

業務の実施に必要な要員の確保及び組織の整備を図ること。

五 「収入の確保に関する事項」

産物の売払いによる収入の確保を図るほか、国有林野を保健及び休養の用に供する事業、国有林野法第二条第二号に規定する森林原野において主として国有林野より産出した木材を使用して住宅を建築し、これを貸し付け又は売り払う事業等による収入の拡大を積極的に図ること。

六 その他

(2) 林政審議会の関与 (三三条、附則四条)

農林水産大臣は、「再建整備特別計画」を定め、又は変更しようとときは、林政審議会の議を経なければならない。

(2) 林政審議会に、「国有林野事業再建整備特別部会」を置くとともに、部会の意見をもつて審議会の意見としうることと

し、また、審議会の構成について、現在は学識経験者によるとされているのを、「林業労働者を代表する委員」とび「林業経営者等を代表する委員」も加えることに改めた。

三 森林資源の整備の状況の公表 (五条)

農林水産大臣は、再建整備期間において、毎年度、国有林野事業における森林資源の整備の状況を公表しなければならない。

三 財政再建等に関する特別措置

1 再建整備期間に係る借入金 (六条一項)

再建整備期間において、国有林野事業を行なう国の経営する企業に勤務する国家公務員の退職手当の財源に充てるため、国有林野事業勘定の負担において借入金をすることができる。

2 借入金の償還のための借入金 (六条二項)

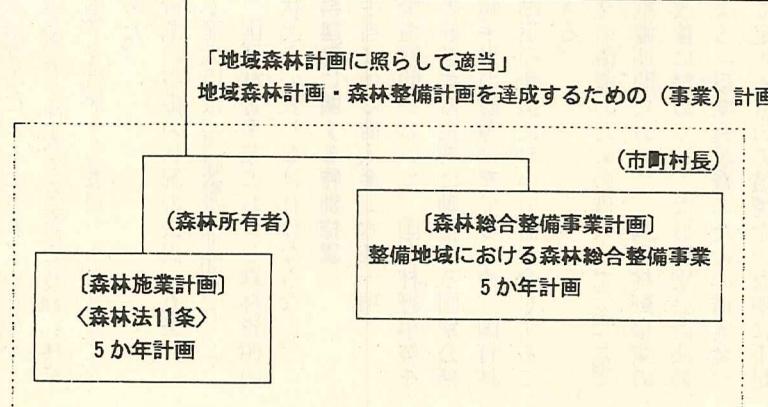
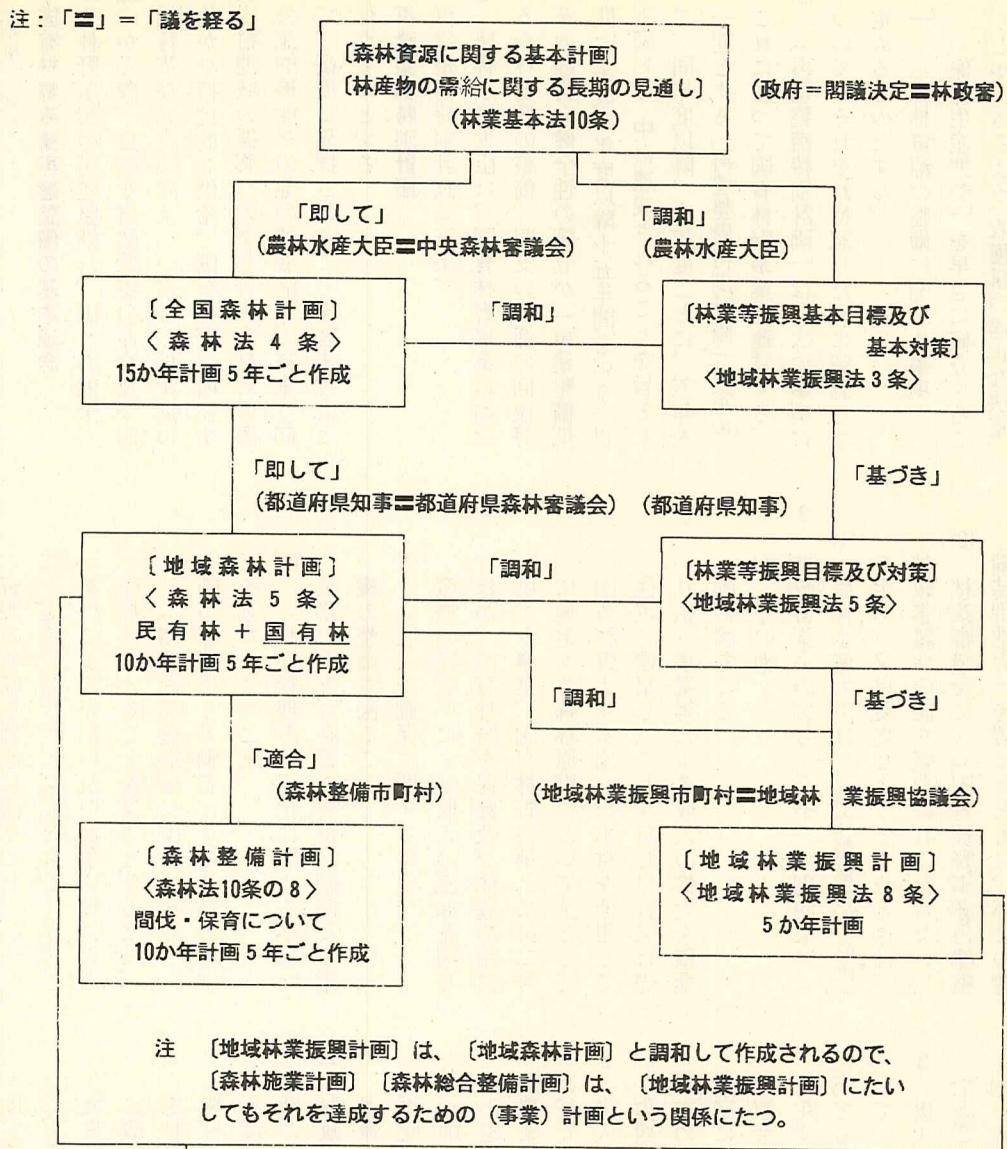
再建整備期間において、国有林野事業の収支の改善に努めても、なお特別会計法の規定による「事業施設費のための借入金」で政令で定めるものの償還金の財源に不足を生ずると認められるときは、その財源に充てるため、国有林野事業勘定の負担において、借入金をすることができる。

3 借入金の利子の一般会計からの繰入れ (七条)

(1) 政府は、再建整備期間において、「退職手当に係る借入金」及び「借入金の償還

参考 社会党「新しい森林政策」による改革後の森林行政に関する諸計画の関係

注：「二」 = 「議を経る」



のための借入金」の利子の財源に充てる

ため、利子の額に相当する金額を一般会計から国有林野事業勘定に繰り入れる。

(2) 政府は、再建整備期間において、「事業

施設費のための借入金」の利子の財源に充てるため、農林漁業金融公庫の林業経営資金の貸付けの利率を超える利子の額に相当する金額を一般会計から国有林野事業勘定に繰り入れる。

4 資金の貸付けに係る特別の配慮（八条）

政府は、再建整備期間における国有林野事業特別会計にたいする「退職手当に係る借入金」「借入金の償還のための借入金」及び「事業施設費」の貸付けについて、特別の配慮をするものとし、償還期限及び据置期間について、農林漁業金融公庫が貸付け林業経営資金の償還期限及び据置期間等を考慮して定めるものとする。

5 利益処分の特例（九条）

再建整備期間中は、国有林野事業勘定において利益を生じた場合、一般会計に繰り入れられることがある「特別積立金」には繰り入れないものとする。

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「協議し、かつ、中央森林審議会及び都道府県知事の意見を聞かなければならない」を「協議するとともに、都道府県知事の意見を聞き、かつ、中央森林審議会の議を経なければならない」に、改める。

第五条第一項中「係る民有林」を「係る森林」に、「民有林を」を「ものを」に改め、同条第五項中「都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聞かなければならない」を「関係市町村長の意見を聞くとともに、都道府県森林審議会の議を経なければならない」に改める。

第十条第一項中「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 森林総合整備促進法（平成元年法律第□号）第七条第二項の規定による承認に係る森林総合整備事業計画（その変更につき同法第八条第四項において準用する第七条第二項の規定による承認があつたときは、その変後のもの）において定められている伐採をする場合

第十条の五中「森林所有者等が」を「民有

林の森林所有者その他の権原に基づき民有林の立木竹の使用又は収益をする者（以下「民有林所有者等」という。）が」に、「当該森林所有者等」を「当該民有林所有者等」に改める。

第十条の八第三項第四号中「であつてこれらを早急に実施する必要のあるもの」を削る。

第十一条第一項中「森林所有者」を「民有林の森林所有者」に改め、同条第五項第三号中「森林整備計画の対象」を「森林整備計画又は地域林業振興法（平成元年法律第□号）第八条に規定する地域林業振興計画の対象」に改め、「当該森林整備計画」の下に「又は当該地域林業振興計画」を加える。

第十八条第一項各号列記以外の部分中「森林所有者」を「民有林の森林所有者」に改める。

第六十九条第二項中「前条第二項」を「森林所有者を代表する者、林業の業務に従事する労働者（以下「林業労働者」という。）を代表する者及び前条第二項」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 委員のうち、森林所有者を代表する委員

森林法の一一部を改正する法律案

及び林業労働者を代表する委員の任命は、各関係団体の推薦によるものとする。

第七十条第二項中「第六十八条第二項」を「森林所有者を代表する者、林業労働者を代表する者、住民を代表する者及び第六十八条第二項」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 委員のうち、森林所有者を代表する委員及び林業労働者を代表する委員の任命は各関係団体の推薦によるものとし、住民を代表する委員の任命は都道府県の議会の推薦によるものとする。

第一百九十三条中「定める者が行う場合」の下に「(地域林業振興法第八条に規定する地域林業振興計画に基づき行う場合を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

(全国森林計画及び地域森林計画に係る経過措置)

第二条 この法律の施行後改正後の森林法(以下「新法」という。)第四条の規定により最初にたてる全国森林計画の期間は、平成三年四月一日以降十五年間とし、その全国森林計画は、平成二年十月三十一日まで

にたてなければならない。

2 この法律の施行後新法第五条の規定により最初にたてる地域森林計画の期間は、同条第一項の規定にかかわらず、平成三年四月一日以降六年から十年までの間ににおいて農林水産大臣が定める期間とし、その地域森林計画は、平成二年十二月三十一日までにたてなければならない。

3 前項に規定する地域森林計画(その計画の期間が平成三年四月一日以降十年に満たないものに限る。)の次に新法第五条の規定によりたてる地域森林計画は、同条第一項の規定にかかわらず、前項に規定する地域森林計画の期間の満了する年の四月一日以降十年間の計画とし、その前の四年の十二月三十一日までにたてなければならない。

2 この法律の施行後新法第十条の八の規定により平成三年四月一日をその期間の開始する時期としてたてる森林整備計画(その計画の対象とする森林の属する森林計画区に係る地域森林計画の期間が同日以降十年に満たないものに限る。)の期間の終了する時期は、同条第一項本文の規定にかかわらず、当該地域森林計画の期間の終了する時期とする。

3 新法第十条の八の規定により前項に規定する森林整備計画に引き続きたてられる次の森林整備計画の期間の開始する時期は、同条第一項本文の規定にかかわらず、前項に規定する地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の期間の開始する時期とする。

(委員に係わる経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に中央森林審議会又は都道府県森林審議会の委員である者は、旧法第六十九条第三項又は第七十条第三項の規定にかかわらず、この法律の施行と同時にその地位を失うものとする。

(森林整備計画に係る経過措置)

2 新法第六十九条第二項及び第七十条第二項の規定による中央森林審議会及び都道府県森林審議会の委員の任命のために必要な行為は、新法第六十九条及び第七十条の規定の例により、この法律の施行前においても行うことができる。

理由

近年における森林の状況にかんがみ、森林行政の分権化及び民主化を図るため中央森林審議会及び都道府県森林審議会の構成及び委員の任命手続を改め並びにその権限を強化するとともに、国有林野事業に民意を反映させ

るため地域森林計画の対象に国有林を加え、あわせて森林整備市町村において間伐及び保育が適正に実施されることとなるよう特定森林の範囲を広げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域林業振興法案

(目的)

第一条 この法律は、林業が重要な地位を占めている地域について、当該地域の林業従事者等の自主的な意向に基づく林業及び関連産業の振興に関する総合的な計画の作成並びに基づく事業の円滑な実施に必要な措置を講ずることにより、当該地域における林業及び関連産業の一体としての振興を図り、もつて地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「森林」及び「森林所有者」とは、それぞれ、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第一項及び第二項に規定する森林及び森林所有者をいう。
2 この法律において「林業」とは、次に掲げる事業をいう。

- 1 森林の立木竹の伐採及び搬出の事業
- 2 造林又は育林の事業
- 3 造林のための種穂の採取又は苗木の育成の事業
- 4 きのこ類、山菜その他政令で定める林産物の採取又は生産の事業
- 5 林道の整備の事業
- 6 森林の土地の保全又は保安施設の整備の事業
- 7 森林を保健又は休養の用に供する事業
- 8 前各号の事業に附帯する事業

3 この法律において「林業労働者」とは、林業の業務に從事する労働者をいう。

4 この法律において「関連産業」とは、製材業、木製品製造業その他林産物の加工又は林産物若しくは林産物に係る加工品の販売の事業であつて政令で定めるもの並びに

2 農林水産大臣は、林業等振興基本目標及び基本対策を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(林業等振興基本目標及び基本対策の変更)
第四条 農林水産大臣は、森林の現況、林産物の需給事情その他の経済事情等の変動により必要があると認めるときは、林業等振

森林及びその周辺の地域における観光に関する事業をいい、「関連産業労働者」とは、関連産業の業務に従事する労働者をいう。

第三条

農林水産大臣は、林業基本法(昭和三十九年法律第二百六十一号)第十条第一項の基本計画及び長期の見通し並びに森林法第四条第一項の全国森林計画との調和が保たれるように考慮して、林業及び関連産業の振興に関する基本的な目標並びに当該目標を達成するために必要な基本的な対策(以下「林業等振興基本目標及び基本対策」という。)を定めるものとする。

2 農林水産大臣は、林業等振興基本目標及び基本対策を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、都道府県知事並びに森林所有者の組織する団体、林業を営む者の組織する団体、林業労働者の組織する団体、関連産業を営む者の組織する団体及び関連産業労働者の組織する団体の意見を聴かなければならない。
3 農林水産大臣は、林業等振興基本目標及び基本対策を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(林業等振興基本目標及び基本対策の変更)
第四条 農林水産大臣は、森林の現況、林産物の需給事情その他の経済事情等の変動により必要があると認めるときは、林業等振

興基本目標及び基本対策を変更することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、林業等振興基本目標及び基本対策の変更について準用する。

(林業等振興目標及び対策)

第五条 都道府県知事は、林業等振興基本目標及び基本対策に基づき、森林法第五条第一項の地域森林計画との調和が保たれるよう一項の地域森林計画との調和が保たれるよう考慮し、かつ、地域の自然的経済的社會的諸条件を勘案して、当該都道府県における林業及び関連産業の振興に関する目標並びに当該目標を達成するために必要な対策(以下「林業等振興目標及び対策」という。)を定めるものとする。

2 都道府県知事は、林業等振興目標及び対策を定めようとするときは、関係市町村並

びに森林所有者の組織する団体、林業を當む者の組織する団体、林業労働者の組織する団体、関連産業を當む者の組織する団体

及び関連産業労働者の組織する団体の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、林業等振興目標及び対策を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(林業等振興目標及び対策の変更)

第六条 都道府県知事は、森林の現況、林産物の需給事情その他の経済事情等の変動に

より必要があると認めるときは、林業等振興目標及び対策を変更することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、林業等振興目標及び対策の変更について準用する。

(地域林業振興市町村の指定)

第七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する市町村を地域林業振興市町村として指定することができる。

1 当該市町村の区域の面積のうちその区域内にある森林(その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められるものを除いたものをいう。次条において同じ。)の面積の占める比率が政令で定める

比率以上であること。
2 当該市町村の区域内において林業を當む者の数が政令で定める数以上であること。

三 森林の立木竹の伐採、造林、育林、林道の整備その他森林の整備に関する事項
四 関連産業の育成並びに林業及び関連産業の経営の近代化に関する事項

五 林業労働者及び関連産業労働者の雇用の安定及び労働条件の改善並びに林業從事者の就業機会の増大に関する事項
六 生活環境の整備に関する事項
七 地域林業振興計画に基づく事業の実施に必要な資金に関する事項
八 その他林業及び関連産業の振興に関する事項

必要な事項

第八条 地域林業振興市町村は、林業等振興目標及び対策に基づき、森林法第五条第一項の地域森林計画との調和が保たれるよう考慮し、かつ、地域の自然的経済的社會的諸条件を勘案して、当該地域林業振興市町村の区域内にある森林に係る林業及び関連産業の振興に関し、毎年、五年を一期とする地域林業振興計画をたてなければならぬ。

2 地域林業振興計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 林業及び関連産業の振興の基本的な方針に関する事項
二 森林所有者、林業を當む者又は関連産業に係る中小企業者の協同組織の育成に関する事項

3 都道府県知事は、地域林業振興市町村の指定をしようとするときは、当該市町村に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、地域林業振興市町村の指定をしようとするときは、当該市町村に公表しなければならない。

(地域林業振興計画)

3 地域林業振興市町村は、地域林業振興

計画をたてるに当たっては、林業及び関連産業の一体としての振興を図る見地から前項各号に掲げる事項を有機的連係の

下に総合的に定めるとともに、当該地域林業振興市町村に隣接する市町村における林業及び関連産業の振興を図るための措置との関連について適切な考慮を払わなければならぬ。

4 地域林業振興市町村は、地域林業振興計画をたてようとするときは、地域林業振興協議会の議を経なければならない。

5 地域林業振興市町村は、地域林業振興計画をたてたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により提出された地域林業振興計画について必要な調整を行うことができる。

7 都道府県知事は、前項の規定による調整を行おうとするときは、地域林業振興市町村の意見を聽かなければならない。

この場合において、当該地域林業振興市町村は、その意見を述べようとするときは、地域林業振興協議会の議を経なければならない。

8 都道府県知事は、第六項の規定による調整を行つた場合はその内容を、同項の

規定による調整を行わなかつた場合はそ

の旨を地域林業振興市町村に通知するとともに、地域林業振興計画を農林水産大臣に報告しなければならない。

9 地域林業振興市町村は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る地域林業振興計画を公表しなければならない。

10 農林水産大臣は、第八項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る地域林業振興計画を関係行政機関の長に通知しなければならない。

(地域林業振興計画の変更)

第九条 地域林業振興市町村は、林業事情等の変動により必要があると認めるとき

は、地域林業振興計画を変更することができる。

2 前条第三項から第十項までの規定は、地域林業振興計画の変更について準用する。

2 都道府県知事は、前項の規定による調整を行おうとするときは、当該勧告の内容となり得る事項については、この限りでない。

3 地域林業振興市町村の長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、当該森林の森林所有者等に意見を述べる機会を与えるなければならない。

第十一条 地域林業振興市町村の長は、森林

(森林法第二十二条第三項に規定する国有林、同法第二十五条の規定により指定された保安林及び同法第四十一条の規定により指定された保

以下この条において同じ。)の立木竹の伐採、造林又は育林の事業についての勧告)

採、造林又は育林の事業が地域林業振興計画において定められている森林に係る立木竹の伐採、造林又は育林に関する事項に従つて実施されていないことにより、地域林業振興計画の達成に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められたときは、当該森林の森林所有者その他権原に基づき当該森林の立木竹の使用又は収益をする者(以下「当該森林の森林所有者等」という。)に対し、理由を付して、当該事項に従つて森林の立木竹の伐採、造林又は育林の事業を実施すべき旨を勧告することができる。ただし、当該森林が森林法第十条の八第三項第四号の特定森林である場合において当該森林の森林所有者等に対し同法第十条の十第一項の規定による勧告をすることができるときは、当該勧告の内容となり得る事項については、この限りでない。

林の立木竹について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者で地域林業振興市町村の長の指定を受けたものと当該森林又は当該森林の立木竹についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転に關し協議すべき旨を勧告することができる。

(交付金)

第十一條 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、地域林業振興市町村に対し、地域林業振興計画に基づく事業に係る経費に充てさせるため、交付金を交付する。

2 都道府県は、地域林業振興市町村に対する経費に充てさせるため、交付金を交付することができる。

(助成等)

第十二条 地域林業振興市町村は、地域林業振興計画に基づき事業を実施する者に対し、当該事業に要する費用の一部を補助する。

2 国、都道府県及び地域林業振興市町村は、地域林業振興計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

3 国は、国有林野事業（国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）

第一条第二項に規定する国有林野事業をいう。以下同じ。）の運営に妨げのない限り、国有林野事業に関する組織をもつて、

地域林業振興計画に基づく事業が円滑に実施されるように努力するものとする。

(地域林業振興協議会)

第十三条 地域林業振興市町村に、地域林業振興協議会を置く。

2 地域林業振興協議会（以下「協議会」という。）は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、地域林業振興市町村における林業及び関連産業に関する事項について、地域林業振興市町村の長に意見を述べることができることができる。

3 協議会は、森林所有者を代表する者、林業を営む者を代表する者、林業労働者を代表する者、関連産業労働者を代表する者及び住民を代表する者三十人以内で組織する。

4 前項の森林所有者を代表する者、林業を営む者を代表する者、林業労働者を代表する者、関連産業労働者を代表する者及び関連産業労働者を代表する者は各関係団体の推薦に基づいて、同項の住民を代表する者は地域林業振興市町村の議

会の推薦に基づいて、当該地域林業振興市町村の長が任命する。

5 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(報告)

第十四条 農林水産大臣、都道府県知事又は地域林業振興市町村の長は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者、林業を営む者、林業労働者、関連産業を営む者及び関連産業労働者からその森林の現況又は業務の状況等に関する報告を求めることができる。

附 則

この法律は、平成二年四月一日から施行する。

理 由

林業が重要な地位を占めている地域における林業及び関連産業の一体としての振興を図るため、当該地域の林業従事者等の自主的な意向に基づく林業及び関連産業の振興に関する総合的な計画の作成並びにこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

森林総合整備促進法案

(目的)

第一条 この法律は、森林所有の零細性及び分散性に基づく森林の整備の停滞を克服するためには森林の総合的かつ効率的な整備を行なう森林総合整備事業を推進することにより、公益的機能その他の森林の有する諸機能の維持増進を図り、もって国民経済の発展と国民福祉の向上とに資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「森林」及び「森林所有者」とは、それぞれ、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第一項及び第二項に規定する森林及び森林所有者をいう。

2 この法律において「森林総合整備事業」とは、森林の立木竹の伐採、造林、間伐及び保育、林道の開設及び改良その他の森林の総合的な整備のために必要な事業で、第七条第二項の規定により承認を受けた森林総合整備事業計画に従つて実施されるものをいう。

(森林総合整備事業の実施の原則)

第三条 森林総合整備事業計画の作成及び森

林総合整備事業の実施は、森林の総合的かつ効率的な整備により国土の保全、水源のかん養、良好な自然環境の保全及び形成、教育及び文化の向上への寄与その他の森林の有する公益的機能が高度に發揮されることを図るとともに、森林生産力の増進、森林施業の共同化の促進、林業従事者の福祉の向上及び林業地域の振興に資することを旨として行なうものとする。

(事業主体)

第四条 森林総合整備事業の実施主体(以下「事業主体」という。)となることができる者は、国、地方公共団体、森林開発公団、森林組合、生産森林組合及び林業を行うことを目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて地方公共団体がその社員であるか又はその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものとする。

(森林総合整備地域の指定)

4 都道府県知事は、整備地域の指定をしようとするときは、関係団体及び都道府県森林審議会の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、整備地域の指定をしたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならない。

ものを、森林総合整備地域(以下「整備地域」という。)として指定することができる。

2 二以上の市町村の区域内にわたる森林について、一の整備地域として指定を受けようとするときは、当該市町村は、共同して都道府県知事に申請するものとする。

3 第一項の規定による指定は、同項の申請に係る森林が、次に掲げる要件のすべてを満たす場合において、行うものとする。

一 政令で定める規模以上集団的に存在し、森林の整備を一体的、組織的及び計画的に推進するのふさわしいものであり、かつ、当該森林のうち森林法第二条第三項に規定する民有林(地方公共団体が森林所有者であるものを除く。)の面積が政令で定める面積以上であること。

二 事業主体が、当該森林に関し、森林所有者であり又は森林の施業若しくは経営の委託を受けており、かつ、森林総合整備事業を適確に実施する能力を有すること。

第五条 都道府県知事は、市町村の申請に基づき、当該市町村の区域内の森林で森林総合整備事業を実施することにより効果的に森林の整備を図ることが相当と認められる

6

都道府県知事は、市町村の申請に基づき、
かなればならない。

(整備事業計画の承認)

安定及び労働条件の改善並びに林業従事
者の就業機会の増大に資するものである
こと。

都道府県知事は、市町村の申請による
整備地域を変更することができる。この場
合においては、第二項から前項までの規定
を準用する。

(整備事業計画)

第六条 市町村は、前条第一項の規定による

指定を受けた整備地域につき、農林水産省
令で定めるところにより、森林の総合的な
整備のために必要な事業に関し五年を一期
とする森林総合整備事業計画（以下「整備
事業計画」という。）をたてなければならな
い。

2 前項の整備地域が前条第二項の規定によ
り申請した森林である場合には、市町村は、
共同して整備事業計画をたてなければなら
ない。

3 整備事業計画においては、次に掲げる事
項を定めるものとする。

一 整備地域における森林の整備の基本方
針

二 事業主体に関する事項

三 整備事業計画の目標に関する事項

四 事業内容及び事業量に関する事項

五 事業の実施に関し必要な労働力に関す
る事項

六 その他事業の実施に関し必要な事項

4 市町村は、整備事業計画をたてようとす
るときは事業主体及び関係団体の意見を聴
くこと。

五 林業の業務に從事する労働者の雇用の
こと。

都道府県知事は、市町村の申請に基づき、
整備地域を変更することができる。この場
合においては、第二項から前項までの規定
を準用する。

(整備事業計画の承認)

第七条 市町村は、前条第一項の規定により
整備事業計画をたてたときは、これを都道
府県知事に提出して、その承認を受けなけ
ればならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により提出
された整備事業計画が次に掲げる要件のす
べてを満たすときは、これを承認するもの
とする。

一 森林法第五条に規定する地域森林計画
の内容に照らして適當であると認められ
ること。

二 整備事業計画の対象とする森林の全部
又は一部が、森林法第十一条八に規定する
森林整備計画又は地域林業振興法（平成
元年法律第[]号）第八条に規定する

地域林業振興計画の対象とする森林であ
るときは、当該森林整備計画又は当該地
域林業振興計画の内容に照らして適當で
あると認められること。

3 市町村は、前項の場合を除くほか、森
林の現況、経済事情等に変動があつたた
め必要があると認めるときは、整備事業
計画を変更しなければならない。

4 前二条の規定は、整備事業計画の変更
について準用する。

（年度計画）

第九条 市町村は、農林水産省令で定める

ところにより、毎年度、整備事業計画に基
づき、当該年度に実施する森林総合整
備事業に関する年度計画（以下「年度計

「画」という。)をたて、都道府県知事に提出して、その承認を受けなければならぬ。

2 前項の整備事業計画が第六条第二項の規定によりたてた整備事業計画である場合には、市町村は、共同して年度計画をたてなければならない。

3 年度計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 森林総合整備事業の種類別及びその実施場所別の事業量及び事業主体
- 二 森林総合整備事業の実施に必要な労働量

4 都道府県知事は、第一項の規定により提出された年度計画が整備事業計画に適合するものであるときは、これを承認するものとする。

5 市町村は、年度計画の事業量等を著しく変更して実施しようとするときは、当該年度計画を変更しなければならない。この場合においては、前各項の規定を準用する。(整備事業計画の承認の取消し)

第六十条 都道府県知事は、森林総合整備事業が、災害その他やむを得ない理由による場合を除き、年度計画に従つて実施されないため、整備事業計画を達成することができないと認めるときは、第七条第二項の規定による承認を取り消すとともに、その

旨を当該整備事業計画の承認を受けた市町村に通知するものとする。

(数都道府県にわたる事項の処理等)

第十一條 第五条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により一つの整備地域として指定を受けようとする森林の所在地が二以上の都道府県にわたる場合には、第五条及び第七条から前条までにおいて都道府県知事の権限に属させた事項は農林水産大臣が処理する。

2 農林水産大臣は、前項の規定により同項の事項を処理する場合において、同項に規定する森林の全部又は一部が森林法第十条の七に規定する森林整備市町村の区域内にあるときは、当該区域を管轄する都道府県知事から当該森林整備市町村に係る同法第十条の八第七項に規定する森林整備計画書の写しの送付を受けるものとする。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により第五条第一項の規定による指定、同条第六項の規定による変更、第七条第二項(第八条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による承認、第八条第一項の規定による通知、第九条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による承認又は前条の規定による承認の取消しをしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聽かなければならぬ。

ない。

4 農林水産大臣は、第一項の規定により第七条第二項の規定による承認、第九条第四項の規定による承認又は前条の規定による承認の取消しをしたときは、関係都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

2 市町村は、森林総合整備事業の円滑な実施を図るために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うよう努めるものとする。

(国庫の補助等)

第十三条 国は、都道府県に対し、予算の範囲において、政令で定めるところにより、森林総合整備事業の実施につき、都道府県が自ら実施する場合にあつてはその要する費用の一部を、国及び都道府県以外の事業主体が実施する場合(地域林業振興法第八条に規定する地域林業振興計画に基づく事業を実施する場合を除く。)にあつてはその者に対し都道府県が補助する費用の一部を補助する。

2 森林総合整備事業が地域林業振興法第八

条に規定する地域林業振興計画に基づく事業である場合には国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、同法第七条に規定する地域林業振興市町村に対し、当該森林総合整備事業に係る経費の一部に充てさせるため、同法第十二条第一項に規定する交付金に加え、交付金を交付する。

3 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、国がその施設又は經營の委託を受けた森林につき森林総合整備事業を実施する場合には、その要する費用の一部を一般会計から国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定に繰り入れる。

附・則

この法律は、平成二年四月一日から施行する。

理由

森林所有の零細性及び分散性に基づく森林の整備の停滞の現状にかんがみ、これを克服し公益的機能その他の森林の有する諸機能の維持増進を図るために、森林の総合的かつ効率的な整備を行う森林総合整備事業を推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「国有林野事業を企業的に運営し、その」を「国有林野の経営を企業的に運営するとともに、国有林野の有する公益的機能を確保し、国有林野事業の」に改め、同条第二項を次のように改める。

この法律において「国有林野」とは、国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条に規定する国有林野をいい、「国有林野事業」とは、次の事業をいう。

一 国有林野の管理経営の事業（次号に掲げるものを除く。）

二 国有林野を保健及び休養の用に供する事業

三 国有林野法第二条第二号に規定する森林原野において主として国有林野より産出した木材を使用して住宅を建築し、これをお貸し付け又は売り払う事業

四 前二号の事業に附帯する事業

第二条の二中「国有林野事業勘定」の下に改め、同条を第八条の三とし、第八条の次に次

「、国有林野公益勘定」を加える。

第八条の三に第一項として次の二項を加え

る。

森林の保全管理及び整備に関する公益的費用、森林レクリエーション事業に要する費用、森林の育種事業に要する費用並びに林業技術の開発に要する費用の額に相当する金額は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、一般会計から国有林野公益勘定に繰り入れるものとする。

第八条の三第二項の次に次の二項を加え、同条を第八条の四とする。

森林の保全管理及び整備に関する公益的費用並びに森林レクリエーション事業、木材の育種事業及び林業技術の開発に関する事務取扱費は、国有林野事業勘定において支弁するものとし、当該公益的費用及び当該事務取扱費の額に相当する金額は、予算の範囲内において、国有林野公益勘定から国有林野事業勘定に繰り入れるものとする。

第八条の二 国有林野公益勘定においては、

第八条の四第一項の規定による一般会計か

度の」の下に「国有林野公益勘定及び」を加える。

第十六条の二中「治山勘定」を「国有林野公益勘定又は治山勘定」に改める。

第十八条中「国有林野事業勘定」の下に「又

は国有林野公益勘定」を加え、「森林の管理経

営、木材の加工若しくは林業に関する機械施

設の工作又は林業に関する試験、検査及び調

査をなすことができる」を「次の業務を行う

ことができる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 森林の管理経営（次号に掲げるものを除く。）

二 森林を保健及び休養の用に供するこ

と。

三 木材の加工又は林業に関する機械施設

の工作

四 主として国有林野より産出した木材を

用、林業技術の開発に要する費用並びに附

属諸費をもってその歳出とする。

第十条及び第十条の二中「国有林野事業勘定」の下に「国有林野公益勘定」を加える。

第十二条第二項中「左の」を「次の」に、「添付しなければならない」を「添付しなけれ

ばならない」に改め、同項第四号中「前前年度

の」の下に「国有林野公益勘定及び」を加え、同項第五号中「当該年度の」の下に「国有林

野公益勘定及び」を加える。

第十五条第二項中「左の」を「次の」に、「添付しなければならない」を「添付しなけれ

ばならない」に改め、同項第三号中「当該年

置法（昭和五十三年法律第八十八号）第四条第一項及び第二項の規定による借入金に

係る平成二年四月一日における未償還金のうち政令で定めるものをいう。以下同じ。）

について、その償還が開始される年度からその償還が完了する年度までの期間中の毎

年度、当該年度の償還金に充てるべき金額を一般会計から国有林野事業勘定に繰り入

れるものとする。

政府は、特定借入金について、平成二年

度からその償還が完了するまでの期間中の

毎年度、当該年度において支払うべき利子

に充てるべき金額を一般会計から国有林野

事業勘定に繰り入れるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成二年四月一日から施行

する。

（経過措置）

2 改正後の国有林野事業特別会計法（以下「新法」という。）の規定は、平成二年度の

予算から適用し平成元年度以前の予算につ

いては、なお従前の例による。

3 新法第十一條第二項第四号及び第五号の

規定により国有林野事業特別会計の予算に添付すべき前前年度又は前年度に係る書類については、平成二年度（前前年度に係る書類については、平成三年度を含む。）の予算に

規定による廃止前の国有林野事業改善特別措

定（平成元年法律第 号）附則第二条の規

算に限り、これらの規定にかかわらず、な
お従前の例による。

4 平成二年三月三十一日におけるこの会計

の国有林野事業勘定の資産及び負債は、政
令で定めるところにより、この会計の国有

林野事業勘定又は国有林野公益勘定にそれ
ぞれ帰属するものとする。

5 平成元年度の国有林野事業勘定の歳出予
算のうち財政法（昭和二十二年法律第三十
四号）第四十二条ただし書又は附則第二項
の規定により従前の例によることとされる
改正前の国有林野事業特別会計法第十六条
第一項の規定により平成二年度に繰り越し
て使用するものは、この会計の国有林野事
業勘定において使用するものとする。

理由

最近における国有林野の公益的機能その他の
諸機能に係る国民の需要の増大等国有林野
をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、国有林野
事業特別会計制度について国有林野を保健及
び休養の用に供する事業等を経理対象とし、
国有林野の公益的機能に係る事業の経理を行
う国有林野公益勘定を設け、借入金の償還金
に充てるべき金額を一般会計から繰り入れる
等の措置を定める必要がある。これが、この
法律案を提出する理由である。

国有林野事業再建整備特別措置法案

（目的）

第一条 この法律は、国有林野事業の再建整
備が急務とされている現状にかんがみ、こ
れに関する特別計画を策定して緊急を要す
る森林資源の整備等を促進するとともに、
国有林野事業の財政再建等に関し必要な特
別措置を定めることにより、国有林野事業
の健全な運営と発展に資することを目的と
する。

（基本理念）

第二条 国有林野事業（国有林野事業特別会
計法（昭和二十二年法律第三十八号）第一
条第二項に規定する国有林野事業をいう。
以下同じ。）の再建整備は、国有林野事業の
国民経済及び国民生活における使命の重要
性にかんがみ、国土の保全、水源のかん養、
良好な自然環境の保全及び形成、教育及び
文化的向上への寄与、林産物の計画的かつ
持続的な供給、国有林野（国有林野法（昭
和二十六年法律第二百四十六号）第二条に
規定する国有林野をいう。以下同じ。）の所
在する農山村地域の振興への寄与等国有林
野の有する公益的機能その他の諸機能が、
将来に向かって、高度に發揮されることを

基本理念としているものとする。

（再建整備特別計画）

第三条 農林水産大臣は、国有林野事業にお
ける森林資源の整備、収支の均衡の回復等
その経営の健全性の確立が再建整備期間
(平成二年度以降十五年間をいう。以下同
じ。)中に達成されることを旨として、同年
度以降、五年ごとに、五年を一期とする国
有林野事業の再建整備に関する特別計画
(以下「再建整備特別計画」という。)を定
め、これに従つて国有林野事業を運営する
ものとする。

2 再建整備特別計画は、次に掲げる事項に
ついて定めるものとする。

一 国有林野事業の運営についての基本方 針

二 国有林野事業における森林資源の整備
に関する事項

三 国有林野事業における産物の売扱いの
形態に関する事項

四 国有林野事業における業務の実施形態
に関する事項

五 国有林野事業の経営管理の適正化に関
する事項

六 国有林野事業に係る収入の確保に関する事項

七 国有林野事業の再建整備に必要な資金の確保に関する事項

八 その他国有林野事業の再建整備に関する必要な事項

3 前項第二号に掲げる事項については、林木の毎年の収穫量が均等かつ安定的に確保される生産態勢を早急に確立することができるよう、収穫量の適正な決定、造林及び間伐の計画的かつ適切な実施、林道の計画的な整備等により森林資源の整備を緊急に図ることを旨として、定めるものとする。

4 第二項第三号に掲げる事項については、素材による売払い及び競争入札による売払いによることを基本とすることを旨として、定めるものとする。

5 第二項第四号に掲げる事項については、国が雇用する労働者による業務の実施を基本とすることを旨として、定めるものとする。

6 第二項第五号に掲げる事項については、業務の実施に必要な要員の確保及び組織の整備を図ることを旨として、定めるものとする。

7 第二項第六号に掲げる事項については、産物の売払いによる収入の確保を図るほか、国有林野を保健及び休養の用に供する

ばならない。

(公表)

事業、国有林野法第二条第二号に規定する事務原野において主として国有林野より産出した木材を使用して住宅を建築し、これを貸し付け又は売り払う事業等による収入の拡大を積極的に図ることを旨として、定めるものとする。

(退職手当等に係る借入金)

8 農林水産大臣は、再建整備特別計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、林政審議会の議を経なければならない。

9 林政審議会は、林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第二十三条第一項に規定するもののほか、前項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

10 林政審議会は、林業基本法第二十三条第二項に規定するもののほか、前項に規定する事項に關し農林水産大臣に意見を述べることができる。

11 林政審議会に、第九項に規定する事項を分掌させるため、林業基本法第二十四条第七項の規定により、国有林野事業再建整備特別部会を置くものとする。

2 事業勘定においては、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、再建整備期間において、国有林野事業の收支の改善に努めても、なお同法第五条第一項の規定による借入金で政令で定めるものの償還金の財源に不足を生ずると認められるときは、その財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金をすることができる。

3 前二項の規定による借入金については、

第四条 農林水産大臣は、再建整備期間において、再建整備特別計画に基づき、毎年度、前項第二項第二号から第八号までに掲げる事項の実施のため必要な計画を定めなければならぬ。

第五条 農林水産大臣は、再建整備期間において、毎年度、国有林野事業における森林資源の整備の状況を公表しなければならない。

国有林野事業特別会計法第五条第一項の規定による借入金とみなして、同法第五条第二項、第七条及び第八条の規定を適用する。
(借入金の利子の一般会計からの繰入れ)

第七条 政府は、再建整備期間において、前第一項及び第二項の規定による借入金の利子の財源に充てるため、当該利子の額に相当する金額を一般会計から事業勘定に繰り入れるものとする。

2 政府は、再建整備期間において、国有林野事業特別会計法第五条第一項の規定による借入金の利子の財源に充てるため、当該利子の額のうち政令で定めるところにより算出した額を超える額に相当する金額を一般会計から事業勘定に繰り入れるものとする。

3 前項の政令を定めるに当たっては、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の規定に基づき農林漁業金融公庫が行う同法第十八条第一項第二号から第四号の三までに掲げる資金及び同項第八号に掲げる資金（林業に係るものに限る。以下同じ。）の貸付けの利率を勘案しなければならない。
(資金の貸付けに係る特別の配慮)

第八条 政府は、再建整備期間における第六条第一項及び第二項並びに国有林野事業特別会計法第五条第一項の規定による貸入金

に係る資金の貸付けについて、特別の配慮をするものとし、当該資金の償還期限及び据置期間については、農林漁業金融公庫法の規定に基づき農林漁業金融公庫が貸し付ける同法第十八条第一項第二号から第四号の三までに掲げる資金及び同項第八号に掲げる資金の償還期限及び据置期間等を考慮して定めるものとする。
(利益処分の特例)

第九条 事業勘定において再建整備期間中の毎会計年度の損益計算上利益を生じた場合における国有林野事業特別会計法第十二条第一項の規定について、同項中「政令で定めるところにより、これを利益積立金及び特別積立金」とあるのは「これを利益積立金」とする。

第四条 林業基本法（昭和三十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。
第二十四条第一項中「十五人」を「二十人」に改め、同条第二項を次のように改める。
(林業基本法の一部改正)

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

第二条 国有林野事業改善特別措置法（昭和五十三年法律第八十八号）は、廃止する。

第三条 第六条及び第七条の規定は、平成二年までの予算に係るこれらの規定による借入金及び一般会計からの繰入れから適用し、平成元年度の予算に係る前条の規定による

- 附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。
(国有林野事業改善特別措置法の廃止)
第二条 国有林野事業改善特別措置法（昭和五十三年法律第八十八号）は、廃止する。
(経過措置)
第三条 第六条及び第七条の規定は、平成二年までの予算に係るこれらの規定による借入金及び一般会計からの繰入れから適用し、平成元年度の予算に係る前条の規定による
- 9 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
 - 8 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
 - 7 畠議会に、部会を置くことができる。
 - 6 会長は、会務を総理する。
 - 5 会長は、委員のうちから互選する。
 - 4 審議会に、会長を置く。
 - 3 学識経験を有する者 十人以内
 - 2 第二十四条第四項を同条第十一項とし、同条第三項の次に次の七項を加える。
 - 1 五人

審議会は、その定めるところにより、
部会の決議をもつて審議会の決議とする
ことができる。

(林業基本法の一部改正に伴う経過措置)
第五条 この法律の施行の際現に林政審議会
の委員である者は、この法律の施行と同時
にその地位を失うものとする。

2 この法律による改正後の林業基本法第二
十四条第二項の規定による林政審議会の委
員の任命のために必要な行為は、同条の規
定の例により、この法律の施行前において
も行うことができる。

理由

国有林野事業の再建整備が急務とされてい

資料

一九九一年度予算編成関係

一九九〇・七・二十五

一九九一年度予算編成に関する申し入れ

今、世界は歴史的大転換期にある。戦後
世界を支配してきた米ソ対立を軸とした冷戦
構造は崩壊し、協調と連帯、相互依存の新たな
世界秩序の構築が待望されている。その中
で、経済力を中心とした発展を遂げてきたわ
か

が国の立場は着実に強まってきたが、それだけに国際社会における役割とその在り方が厳しく問われるに至っている。わが国は、世界の平和と発展に寄与する積極的な貢献が今までなく強く求められている。

一九九一年度予算は、この歴史的大転換期に積極的に対応する予算でなければならぬ。赤字国債からの脱却という財政再建の当面の目標が達成された今日、巨額の国債残高、あるいは「隠れ借金」の問題はあるにしても、依然として従来同様の「経常的経費マイナス10%、投資的経費ゼロ（対前年度比）」を継続するとするならば、時代錯誤も甚だしく、世界から孤立する危険性さえ指摘せざるを得ない。

る現状にかんがみ、国有林野事業の再建整備に関する特別計画の策定、国有林野事業特別会計における職員の退職手当及び借入金の償還金の財源の借入れ等の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

財政運営の基本が、国民生活の安定と向上にあることはいうまでもない。予算は、国民生活の向上を目的に使われて初めて生きた予算となる。わが党は、概算要求基準の決定直前に当たり、九一年度予算を、生活の質を向上させ、軍縮と国際平和の実現に対して積極的な貢献をめざした予算とするため、左記の事項につき十分配慮するよう厳しく申し入れる。

記

一、予算概算要求基準設定の中止
「軍備増強・生活抑圧型予算」の継続にならぬ「経常的経費マイナス一〇%、投資的経費ゼロ（前年度比）」の硬直的な予算概算要求基準の設定を中止すること。

二、「生活の質」重視の財政構造への転換
税制については、消費税を廃止するとともに、総合課税主義を重視し、不公平税制の徹底的是正、企業課税の適正化、土地税制をはじめとした資産課税の抜本的見直しを行うこと。

三、社会保障、教育・文化、労働、環境、農林漁業など国民生活の質的向上に関する予算是、名目G.N.P.の伸び率程度を最低限確保すること。とくに公共投資を拡充するに当たっては、地方の公共事業に対する国の補助率をまず復元するとともに、地価対策を講じ、硬

直した予算配分を抜本的に改め、下水道、住宅、公園・緑地などの整備はもとより、二一世紀を展望した社会づくりのため環境、森林、福祉、文化などを含む新しい公共投資として進め、福祉日本の社会づくりをめざすこと。

三、国際平和への積極的貢献
冷戦構造の崩壊という国際情勢の変化に対応するだけではなく、軍縮・平和を積極的に進めるため、防衛費は削減するぐらいの思い切った見直しを行ふとともに、「防衛計画の大綱」を軍縮計画に替え、次期中期防衛力整備計画の策定作業を即刻中止し、白紙に戻すこと。

一、予算概算要求基準設定の中止
「軍備増強・生活抑圧型予算」の継続にならぬ「経常的経費マイナス一〇%、投資的経費ゼロ（前年度比）」の硬直的な予算概算要求基準の設定を中止すること。

二、「生活の質」重視の財政構造への転換
税制については、消費税を廃止するとともに、総合課税主義を重視し、不公平税制の徹底的是正、企業課税の適正化、土地税制をはじめとした資産課税の抜本的見直しを行うこと。

三、社会保障、教育・文化、労働、環境、農林漁業など国民生活の質的向上に関する予算是、名目G.N.P.の伸び率程度を最低限確保すること。とくに公共投資を拡充するに当たっては、地方の公共事業に対する国の補助率をまず復元するとともに、地価対策を講じ、硬

財政調整制度の適正化を進めること。

五、財政投融资の改革

財政投融资制度を効果的に展開するため、大蔵省の一元的投合運用をやめ、分権、多元的運用に改めるとともに、資金の地方還流を進めながら、郵便貯金、年金などの自主運用の枠の拡大を図ること。また一般会計で対処すべき分野（教育・福祉・生活基盤関連など）は財政投融资に過度に依存するのではなく、極力一般会計の充実によって対処すること。

右、申し入れる。

一九九〇年七月二十五日

日本社会党中央執行委員長
土井たか子

内閣総理大臣
海部俊樹 殿

土井たか子



国民生活・福祉の基点である地域を重視し、中央集権から地方分権への転換を推進するとともに、財政の分権化を進めること。そのため公的役割の改善、国と地方の役割分担の大担な改革、各種権限の大幅な地方自治体への移管を行うとともに、地方自主財源の充実、

一九九一年度予算概算要求基準について（談話）

日本社会党政策審議会

会長 伊藤 茂

一、本日、閣議で決定された九一年度予算概算要求基準は、四年連続して「経常的経費マイナス一〇%、投資的経費ゼロ（前年度比）」を原則としており、依然として「軍備増強・生活抑圧型予算」の継続につながる硬直的な予算編成の枠組みであると断ぜざるを得ない。今、世界は歴史的大転換期にあり、来年度予算は、それに積極的に対応する予算としなければならないにもかかわらず、政府はその時代認識に欠け、世界の潮流に背を向けた態度をとっていると言わなければならぬ。

一、国民生活の質の安定と向上に資する予算が求められているのは周知のことである。しかし、対前年度比で六千五百億円の増額が認められた社会保障関係にとどまらず、教育・文化、労働、環境、農林漁業など国民生活の質的向上に関係する予算が十分確保されているとは到底言えない。とくに公

一、今回の概算要求基準を見れば明らかのように、硬直的な予算概算要求基準の設定を止め、予算編成のあり方を抜本的に見直す時期に来ていると言えよう。社会党は、九一年度予算を、生活の質を向上させ、軍縮と国際平和の実現に対して積極的な貢献をめざした予算とするため、今後とも全力を傾注すると同時に、将来展望を明らかにして、財政運営の根本的な転換をめざしていく決意である。

一、防衛費については、国際情勢の変化に対応し、軍縮・平和を積極的に進めるため、削減・凍結を含めた思い切った見直しを行う時期であるにもかかわらず、額では前年度とほぼ同様の伸びが確保されており、軍事費削減の潮流にある世界の中で異例である。防衛費が別枠で優遇され続けていること 자체、重大な問題なのである。

ODAは単に増額を図るだけではなく、途上国などの国民生活の向上、自立的な経

濟発展に貢献するものとするため、「国際開発協力基本法」を制定し、援助計画の策定と実施、フォローアップ体制を整備することが急務である。



記

一九九一年度（平成三年度）

文部省予算概算要求についての申し入れ

一、予算編成の考え方について

この一年、東欧の民主化の進展により、国際的な緊張関係は大きく緩和されました。ま

た日米構造協議でも、日本社会の質的転換が強く求められておりました。この結果、九〇年代から二一世紀を展望する課題は、ハードからソフトへの転換であり、国際協調と国民生活の向上こそが日本の歩む道になつてきています。しかるに国民は「経済大国日本」と言われながら依然として「働き中毒」から抜け切れず、「豊かさ」を実感できない状態にあります。暮らしの中に「ゆとり」と「豊かさ」を取り戻すこと、芸術と文化あふれる社会を建設することは、今や内外ともに求められていることです。この意味で、今日わが国に求められていることは、見せかけだけではない「教育立国」、「文化立国」です。一九九一年度の予算は、その第一歩を踏み出すものでなければなりません。

文教予算は、これまでの予算が経済効率のみを追求するあまりに年々縮小され、かつて一般会計の一五%近くを占めたこともあるに

もかかわらず本年度には七・一%にまで落ちこんでいます。これでは到底「教育立国」「文化立国」はおぼつかません。私たちは、一九九一年度をスタートに一般会計の一〇%を文

教予算として確保する予算編成基準の確立を求めます。

教育や文化を取り巻く環境は、長い縮小予算の時代を経て、大きな歪みを生じてきております。国際性や多様性が求められる時代であるにもかかわらず、「ツメ込み教育」、「偏差値教育」が続けられ、「いじめ」や自殺などの「心のまずしさ」が増幅されています。受験地獄も幼少のころから「生涯賃金」を計算するライフスタイルに起因しています。これでは到底「生涯学習」など語れようもないと言わねばなりません。

私たちは、真に豊かで、国際的に信頼される日本社会の建設を求めて、教育と文化を基軸とする政治が行われるべきだと考えます。この観点から、一九九一年度予算の編成基準の策定ならびに文部省が行う概算要求に関し

- 1 文教予算のほとんどが人件費であることにはんがみ、文教予算を一律シーリングの対象としないこと。
- 2 義務教育費国庫負担法、私学振興法などによる教育費の国庫負担に関しては、その特別立法の趣旨を踏まえ、行財政改革の名による国庫補助削減の対象としないこと。

- 3 第五次教職員定数改善計画、第四次高校教職員定数改善計画を完結させ、第六次教職員定数改善計画、第五次高校教職員定数改善計画を準備すること。
- 4 文部省予算を教育予算と文化予算に分割し、教育予算を一般会計の一〇%、文化予算を一般会計の一%とするよう年次計画を立てること。
- 5 ODA予算は文教予算とは別枠とし、ODA予算の増加が文教予算の削減につながることのないようにすること。
- 6 公共事業一〇カ年計画に大幅な文教関係費を盛り込むこと。

二、概算要求の緊急かつ重点的項目

1 教育費負担の軽減等について

① 家計を圧迫している教育費父母負担を軽減するため、教育費減税を実施すること。

② 勤労学生の所得税控除制度の創設を行うこと。

③ 憲法の「義務教育無償の原則」に基づく「義務教育教科書無償給与制度」を堅持すること。

④ 「教材費」を義務教育国庫負担法の対象に戻し、学校における安易な「教材費」徴収をやめること。

⑤ 一九九一年度に予定される国立大学授業料の値上げを止めること。

2 生涯学習の充実について

① 「生涯学習基本法」の策定のための調査研究費を計上すること。

② 生涯学習審議会の委員に、相当数の勤労者代表・教育関係者代表を参加させるること。

3 子どもの権利の確立に向けて

① 「子どもの権利条約」を早期批准し、これに伴う国内法整備の調査研究費を計上すること。

② 「子どもの権利基金」(仮称)を設け、子どもの権利思想の普及、家庭・学校・

社会・環境についての子どもの人権についての情報の収集、分析、提供、問題解決の研究、子どもの社会参加などの事業への援助を行うこと。

③ 不登校や自殺を生み、校則をめぐつて生徒に死者まで出している教育の実態を見直し、管理教育を抜本的に改めること。

④ 国際識字年にかんがみ、非識字者・非就学児童の解消のための国際協力に一層の協力をを行うこと。

4 初等中等教育の充実について

① 「学校五日制」の試行の規模及び校数を拡充するための予算を計上すること。

② 「ゆとり」「多様化」「個性化」「国際化」の時代背景を踏まえ、併せて時代変化の早さに対応できる学習指導要領のあり方を見なおすこと。

③ 義務教育における「四十人学級」を完結させ、引き続き「三十五人学級」の計画に着手すること。高等学校については、直ちに「四十人学級」の計画に着手し、引き続き「三十五人学級」を展望する改善計画を策定すること。

④ 第五次教職員定数改善計画及び第四次高等学校教職員定数改善計画における配置率改善計画を一九九一年度で完結されること。

5 高等教育について

① 一九九二年度にピークを迎える一八歳人口の急増に対応するため、国立大学の定員を増やすこと。

② 入学検定料、授業料の引き下げを行い、先進諸国に対して劣っている学術研

ための教育として行なわれる学校給食の本旨に基づき、学校給食のセンター化・民間委託等の合理化を止め、学校食堂の建設、米飯給食の拡大や体質にあつた選択できるメニューの実現、食器の改善等に務めること。

⑥ 中卒者急増に合わせて高校の生徒定員を拡充すること。引き続く中卒者急減期に合わせて高校希望者全員入学、親の転勤に伴う転入学の自由化を実現すること。

⑦ 中学生、高校生、大学生、勤労青少年の国際性を涵養するため、「十万人外国留学生の受け入れ計画」と対をなす「十万人国費留学計画」を樹立すること。

⑧ 小規模日本人学校における海外青少年教育に対する助成措置の充実を図ること。

⑨ 帰国青少年の教育の機会の確保及び進学の保障、ならびに親の広域転勤に伴う高等学校の転校が自由に行える制度の確立に関する調査研究費を計上すること。

究予算、とりわけ基礎研究分野の予算を大幅に確保すること。このため、国立学校特別会計への繰り入れ予算を抜本的に増額すること。

③ 東大病院におけるアイソotope廃棄事件や大学付属病院の看護婦不足問題等、大学付属の収益部門の独立採算性について再検討を行うこと。

④ 私学への経常費二分の一助成の達成に向け、助成額の大幅増を図ること。年度末に行われている私学助成基準の改定は前年度に行うこと。

① 幼稚園の就園奨励費補助金の三歳児適用を図ること。

② 「四十人以下を原則とする」と定めた幼稚園設置基準（省令）を改め、幼稚園の学級規模を「二十五人以内」とすること。

7 障害児・者の教育について

① 障害児の高校進学率が低いこと、また都道府県によって進学率に大きな格差があることにかんがみ、その改善に努めるこ。

② 障害児の就学に伴う経済的負担を軽減するため就学奨励費を拡充し、育英奨学金に障害者のための特別枠を設けること。

③ 障害者の学習権を保証するため、図書館における著作物のテープ化、映像音声の文字化等に伴う著作権、著作隣接権問題の調査研究を行うため、著作権審議会に新しい部を設けること。

④ 吉野が里遺跡保存のための土地取得予算を増額し、取得計画達成を早めること。

8 教育施設の充実について

① 一九九〇年度で切れる過大規模校分離促進のための用地費補助制度を継続すること。また地価の高騰による学校用地取扱難を解消するための地方公共団体の起債を無条件で認めること。

② 第一次ベビーブーム時代に立てられた学校施設の老朽化に伴い、その耐用年数、危険度の調査を行うための予算を計上すること。

③ 教職員等について

① 学校事務職員・栄養職員の給与費二分の一国庫負担制度を堅持し、教職員の旅費・高校定期制通信教育手当を国庫負担・補助の対象に戻すこと。

② 「初任者研修」にかかる概算要求は行わないこと。

9 11 その他の重要事項

① 与野党党首が合意し、政府も約束した「災害児童奨学金制度」を実現するため、基金拠出の予算を計上すること。

② 留学生受け入れに伴う「現地日本語学校」の整備を行うこと。

三、その他の概算要求事項及び政策事項

1 生涯学習関係

① 労働時間の短縮、有給教育休暇の法制化に努力し、リカレント学習システムの創設に努めること。

② 学習塾が大きな比重を占める「民間教育振興協会」を社団法人として認可しない教師の急増などに象徴される教員の身分・待遇の低下について見直し

を行い、そのためにも十年勤続の教職員に対し長期有給研修休暇の制度を設けること。

10 文化・スポーツ関係について

① 吉野が里遺跡保存のための土地取得予算を増額し、出土品の保存・展示の体制新設に努めること。

② 九州地区の国立博物館建設のための調査費の計上を行うこと。

③ 「芸術文化振興基金」に追加出資を行うこと。

④ 「スポーツ振興基金」（仮称）を設立すること。

① 与野党党首が合意し、政府も約束した「災害児童奨学金制度」を実現するため、基金拠出の予算を計上すること。

② 留学生受け入れに伴う「現地日本語学校」の整備を行うこと。

いこと。

「学校五日制」の前提となる子どもを

受け入れられる地域社会の創造に務める

こと。

④ 生涯学習に不可欠の地域図書館、地域

体育館などの身近な施設の増強、職員・

指導員の配置等に努めること。

⑤ 学校教育に悪影響を生じない学校開放

を実現するため、必要な設備・人的配備

を含む財政措置を行うこと。

⑥ スポーツ科学センターの設置予定地を

変更し、西が丘競技場を「生涯スポーツ」

の場として残すこと。

⑦ 放送大学において教官と学生が交歓で

きる機会を増やすこと。放送大学に学生

が集えるスペースを確保すること。

⑧ 水産高校、農業高校などにおける「生

産還元金」等、教育より生産を優先する
ような制度についての見直しを行うこ
と。

3 高等教育関係

① エリート校化と受験競争の低年齢化を

招く「六年制中等学校」の創設に関する

予算は計上しないこと。

② 学校におけるインフルエンザ等の集団

予防接種を廃止すること。

③ 学校教育におけるNHK受信料の免除

措置を維持すること。

④ 分離すべき大規模校の基準である三十

一学級という学級数を見直すこと。

⑤ 教育へのコンピューターの導入に伴い
生じている「プライバシーの侵害」や「偏

差値教育の強化」の解決策について調査

研究すること。

⑥ 男女別学、生徒定員の男女別枠の早期

解消に努めること。

⑦ 生涯学習の基礎を形成することを重視
し、自学自習の能力を涵養し、問題発見・

問題解決の能力を形成するために学校図
書館の抜本的拡充を図り、学校図書館を
教育の中軸に据えること。学校図書館職
員の公費による全校配置の計画に着手す
ること。

⑧ 水産高校、農業高校などにおける「生

産還元金」等、教育より生産を優先する
ような制度についての見直しを行うこ
と。

4 教育費等関係

① 日本国際人権規約（A規約）第十三

条第二項（C）の趣旨に基づき、給費制

の奨学金制度を創設すること。

④ 特定企業のための応用研究に陥りやす
い民間施設利用や冠講座を廃止し、国を
挙げて基礎研究を高揚させる立場から、
民間資金をも導入して「学術研究支援基
金」を設立すること。

⑤ 大学教授及び助教授の資格の第一原則
を博士並びに修士とする大学設置基準が
活かされていない現状を見直すこと。併
せて永年にわたり課程博士を生まない博
士課程が少なくなった現状を再検討するこ
と。

⑥ 私学会計と私学の収益事業会計の関係
を明瞭なものとし、私学会計を教職員・

学生・父母に公開する制度を確立するこ
と。

5 幼児教育関係

① 四歳児及び五歳児の幼稚園・保育園就

園率が合わせて九九%に達している現状

及び教育の機会均等の原則にかんがみ、
児童教育行政と保育行政の一元化について
調査研究を行うこと。

② 共働き家庭の増加に伴い急増している
延長保育要求を踏まえ、幼稚園教育の時
間帯の設定ならびに必要な教職員体制の
あり方について調査研究を行うこと。

③ 法人化を前提に一〇二条園に交付されて
いる助成については、その法人化率が極
めて低いことにかんがみ、そのあり方に
ついて見直すこと。

④ 現在三分の一しかいない公立幼稚園の
専任園長を抜本的に増加すること。この
ため幼稚園設置基準（省令）を改め、交
付税積算基準を改善すること。

6 障害児・者の教育関係

- ① 「特殊教育」の呼称を改正すること。
- ② 公立の点字図書館の設立など、障害
児・者のための学習施設を整備すること。
- ③ 特殊教育指導要領の改正により普通課
目の専門（職業）科目にする代替取得に
伴つて生じた盲学校の普通教育の不足を
克服するための調査研究を行うこと。
- ④ 障害児の普通学級への受け入れ、「特殊
学校」から普通学級への通級について調
査研究を行うこと。
- ⑤ 地方の文化、芸術、芸能の発掘、保存、
振興、継承者の育成を支援するための助
成を強めること。
- ⑥ 地方の文化施設（美術館、劇場、コン
サート・ホール等）の展示、上演等の情
報を近隣行政区にも広報できる体制の整
備に努めること。

7 文化・スポーツ関係

- ① 身近なところに体育館、プール、その

他のスポーツ施設を充実させるため、中
教審の生涯学習答申で見送られた「施設
の配置基準」について調査研究すること。
とりわけ高齢者が利用できるスポーツ施
設が少ないと特段の配慮を行うこ
と。

② 「国民体育大会」を広く国民が参加で
きるスポーツの祭典とすること。併せて
「国民体育大会」開催地の児童・生徒の教
育に障害となる協力体制を止めること。

③ 中等教育の生徒に過重負担となつてい
る競技中心主義の「部活動」、「クラブ活
動」並びに全国大会のあり方等の再検討
を行ふこと。また、学校教育の「部活動」、
「クラブ活動」の社会教育への移管を促進
するため、指導員の配置、ボランティア
の活用などについて調査研究すること。

④ 朝鮮人学校など在日外国人の学校生徒
の競技会参加に道を開くこと。

⑤ 民間企業のスポーツ施設の地域への開
放を進めること。

⑥ 地方の文化、芸術、芸能の発掘、保存、
振興、継承者の育成を支援するための助
成を強めること。

⑦ 地方の文化施設（美術館、劇場、コン
サート・ホール等）の展示、上演等の情
報を近隣行政区にも広報できる体制の整
備に努めること。

- ⑧ 輸入レコードに伴う著作権・著作隣接
権問題、レンタル業務に伴う著作権・著
作隣接権問題の早期解決に努めること。
- ⑨ 世界自然遺産条約の早期批准を行ふこ
と。トンボ公園・トンボ博物館（高知県
中村市）など、文化的価値の高い自然公
園やユニークな博物館への保護、助成に
ついて調査研究すること。
- ⑩ 県市町村指定の文化財の建てかえに際
し、建築基準法が適用になるため文化財
の価値がなくなつてゐることにかんが
み、文化財全般の建築基準法の適用除外
を検討すること。

8 教職員等関係

- ① 「初任者研修」を理由とする条件付き
採用期間を短縮すること。併せて、条件
付き採用期間の産休・育休を保障するこ
と。
- ② 主任手当制度を廃止し、その財源を子
どもや青年の学習権保証のための財源に
充てること。
- ③ 教諭免許状を所有する実習助手の教諭
任用を促進すること。
- ④ 高等学校教育に関する交付税積算基準
を改善すること。とりわけ学校教育法で
「置くことができる」とされる教職員に関
する積算基準を実情に合わせて改善する
こと。

(5) 盲学校の専門教育の実態にかんがみ、教師の増員ならびに危険手当への支給などについて検討すること。

(6) 定住外国人の教員採用試験の受験機会を確保すること。

9 その他

① 教育委員会の本旨に反する市町村教育長の専門職化を行わないこと。このため、

市町村教育長の人材確保のために県教育からの派遣を例示した昭和六二年の「教育委員会の活性化について」(通知)を破棄すること。

② 文部省の教育長承認制度を廃止すること。また、地方教育委員会への文部省職員の出向を止めること。

③ 「十万人外国留学生の受け入れ計画」に際し、国費留学生数の拡大を積極的に進めること。

④ 留学生宿舎の安定的確保、ホームステイの抜本的拡充を進めること、

⑤ 外国人留学生への財政的支援が(財)日本国際教育協会の学習奨励費に限られている現状にかんがみ、奨学金制度の確立を図ること。

右、申し入れます。

一九九〇年七月一九日

日本社会党政策審議会

会長 伊藤茂

文教部会長 山本正和

文部大臣
保利耕輔 殿

一九九〇・七・二七

一九九一年度運輸省 関係予算についての申し入れ

一九九一年度運輸省関係予算は、国民生活優先の観点から、とくに左記の各項目について具体的措置が講ぜられるよう強く申し入れます。

記

一、国民生活における、安全・快適な交通権を確保されるよう、JR、私鉄、公営交通が、系統的に整備されるよう地域交通整備法(仮称)等の法制化をすみやかにかかるとともに、必要な財政措置を講ずること。

さらに、中・長期的な観点から、陸・海・空の交通体系の整備、安全の確保、環境の保全、費用負担のあり方、交通労働者の適



(一) 長期債務の処理のための基本方針を確立し、具体的年次計画をたて、当該計画の遂行状況を報告すること。

(二) 土地処分等においては、旧国有鉄道の性格から公的利用に供することを重点とし、併せて周辺地価の高騰の要因となるないよう特段の注意を払うこと。

四、海運、造船・船員対策を進めるにあたっては、

(一) 外国船用船を中心とした海運企業の体质の改善と船員の雇用の安定をはかるために日本籍の船、船員等のナショナル・ミニマムを設定し、必要な施策を講ずること。

(二) 気象観測船などの官公庁船、船舶整備公団の代替、建造を促進すること。また、「年金客船」の建造についても積極的に推進すること。

五、都市交通における混雑緩和をはかるため、都市鉄道の建設促進をはかるとともに、都

市バスの活性化のための具体策の充実をはかるため、都市交通の環境改善を系統的に進める「都市における公共交通の環境整備に関する特別措置法」を制定すること。

六、過疎地域においては欠くことができない生活路線である鉄道・バスに対する助成策を一層強化すること。

七、離島航路について補助を強化拡充すること。

と。

八、交通事故の被害者救済のための施策を一層拡充すること。

九、交通全般にわたる、安全確保の徹底のため、輸送・施設の総点検を実施することともに、東両の安全基準等の見直し等を含めた

改善策を講ずること。

九、交通・運輸労働者の労働条件の適正化をはかるとともに運転労働時間の時間短縮等についての施策を強化すること。

十、整備新幹線の建設については、引き続き総合交通政策の確立と併せて国の責任で推進すること。

一九九〇・七・一七

運輸大臣
大野明殿

日本社会党運輸部会長
小林恒人

一九九〇年七月二七日

選挙制度審議会・小委員会報告について（談話）

日本社会党・選挙制度政策委員会

委員長 佐藤觀樹

は個人本位選挙の性格が強くなり、個人票と読み替えたり、当選の判定が極めて複雑であるなど矛盾点も多く、改革案たりえない。そもそも参議院制度改革改革案は、衆議院の「小選挙区比例代表制・並立案」を前提にしており、出発点からボタンをかけ切がえている。

一、本日選挙制度審議会の第一委員会と第二委員会が報告を行った。第一委員会は、参議院制度について、現行総定数を前提とする選挙区の定数是正を行うとしたものの、比例区改革については、これまでの議論が二転、三転し、結論を起草小委員会の論議に委ねることとなつた。また、改革案では、結局

第一委員会の論議からも明らかなよう

一九九〇・七・三一

に、参議院制度の改革は、時間をかけて合意を見るべきであり、選挙制度審議会がいたずらに結論を急ぐことは許されない。

二、政党への公的助成（第二委員会）について

では、「国会議員を持つこと」を前提に、①

所属国会議員が五名以上、②直近の衆議院

または参議院での得票率が全国を通じて一

%以上——のいずれかを満たす政党となつ

ている。このこと 자체は詰めなければならぬ問題が多いにしても、概ね妥当の線であるとは思う。

しかし、現在求められている政治改革はリクルート疑惑に示されるように、政治と利権を断ち切ることである。数々の政治腐敗の事件が政治家と企業との癒着によつて生じていることから見ても、「企業献金の禁止」に触れない政党への公的助成は、到底望ましい選挙制度として「候補者推薦性」を提起したことは、憲法違反の恐れが生じよう。しかも、議論が二転三転するなかで十分な時間をかけた審議をみぬまま強引なまとめを行つたことは、極めて遺憾である。これを強調したい。

一、答申は、参議院選挙制度について逆転区の解消をめざす定数是正とともに、比例区について「非拘束名簿式」の採用を打ち出したが、その論拠が不明である。まず、これによつて現行比例区のどのような欠陥が、どう是正されるのか説得性を欠いてい

選挙制度審議会答申について（談話）

日本社会党・選挙制度政策委員会

委員長 佐藤觀樹

一、本日、第八次選挙制度審議会は、参議院選挙制度と政党に対する公的助成及び政党に関する法制についての答申を行つた。

参議院の選挙制度については、先に出された衆議院の「小選挙区・比例代表並立案」を前提としており、自民党的党利党略に即して、その対比において当面、参議院の現行制度の改革を行つたにすぎない。加えて

る。候補者名での投票によつてかつての「錢酷区」といわれた旧全国区制の復活と変わらないという疑問が強く、現行比例区制の導入に至つた教訓を踏まえていない。また、候補者名を政党名に読み替えるということは、候補者を選択した有権者の意思が正確に反映されないという矛盾も生じる。

一、現行比例区制は、三度の選挙を経て定着しつつあり、それを変えねばならない理由は国民のなかから出されているわけではない。答申は、参議院の政党化が悪であるといふ前提にたつてゐるようだが、政党政治という現実にたつて審議を行つた第六次、第七次の審議会の経緯を無視するものだと言わざるをえない。

一、政党への公的助成については、①所属国議員が五名以上、②直近の衆議院又は参議院の選挙での得票率が全国を通じて一以上——のいずれかを満たす政党となつて

いる。このことは概ね妥当な線であろう。

しかし、現在求められている政治改革の

基本は、リクルート事件に示された政治と

利権との癒着の切斷である。しかるに答申

は「企業献金禁止」に触れないまま政党へ

の公的助成を織り込んでいるが、自民党の

意に沿うものといつても過言ではなく、こ

れでは到底納税者である国民の理解は得ら

れない。答申は、選挙制度の改革、政治資

金制度の改革、腐敗行為の防止措置の強化

等と一体で実施されるべきだとしている

が、「政治倫理法制定」「政治資金規制法改

正」など清潔な政治の実現は、選挙制度が

どうあれ先行して行われるべき課題であ

(はじめに)

六月二七日報告された日米構造協議最終報

告の公共事業四三〇兆円（一〇年間）は、これまで財政の中期展望で、伸び率原則〇とし

てきた一般会計での投資の伸び率〇・一

〇二・八%に比べ、毎年六%の伸びで二〇〇〇年にはG N P比八・四%となり、過去一〇年間の実績の一・六倍となる。

この事業を確実に実行するためには、国や

地方公共団体の財源の確保、硬直した事業配

分の是正、地価対策、労働力確保、インフレ

抑制など多くの困難な問題を抱えており、か

つての「日本列島改造」のような手法では、

狂乱物価の再来の危険がある。従つてこれを

係者において厳正に対処されることを期待する」としているが、不十分であり、明確

に禁止すべきである。

一九九〇・七・一一

公共投資一〇力年計画

実施についての五つの重点

日本社会党総合政策調査会

会長 伊藤 茂

実施するに当たっては、とくに以下の枠組みの中に行われることが肝要である。

1 新しい社会の目標を

二一〇時代の社会に向けて、新しい生活ヴィジョンを明確にするべきである。そのため、歐米並の生活水準に達する下水道や住宅、公園、緑地などの生活関連投資はもとより、環境、森林、福祉、文化など新しい公共財の拡充、整備を中心に、これまでともすれば産業基盤整備にウエイトをおいた公共事業を国民の生活に重点をおいた福祉型日本の社会づくりをめざす「社会资本整備一〇力年計画」を策定する。

2 事業システムの抜本的改革

公共事業の各分野の配分は、これまで一五の事業計画の配分が一〇年間ほぼ一定であった。これは、関係省庁、議員、業界団体によつて、既得権益化し、硬直的になつてゐるからである。よつて、これまでの計画を踏襲して、額だけ増やしたのでは産業優先、業界のための公共事業となり、生活基盤整備にはならない。従つてこうした状況を抜本的に是正し新たなシステムを作る。また現在設定されている一五のプログラムについても、国民生活優先の中・長期の展望にたつて全面的に見直す。その際、国、地方、財投などの過去の配分比を再検討する。なお、これらの事業を、断じて汚職や腐敗の温床にしてはならない。

3 抜本的な地価対策を年内に

四三〇兆円の内一三%の用地費を見込んでいるが、現在でも都会では、事業費の七〇~八〇%が用地費であり、地価抑制の実効が上がらなければ初期の目標達成はできない。

従つて地価対策については、単に保有課税

課税、生産財、生活財を区分した課税制度の確立、過度な不動産取得に対する融資の規制、開発利益の社会還元など抜本的な対策を年内

に措置する。

4 財源問題

わが国の財政は、九〇年度予算における公債依存度は、八・四%（五・六兆円）で、長期債務残高は、一六五・四兆円である。これは、対GDP比四七・五%（九〇年度）であり、その利払いは、一〇・四兆円、に達し、

一般会計の歳出総額に占める利払い比は、一六・七%（九〇年）となつていて。こうした状況を踏まえて国の財源の確保については、財政再建とインフレの抑制を踏まえた確実な

労働力の確保のため「時短」をより積極的に推進し、労働環境を改善するとともに、女性、高齢者、身障者の雇用機会の拡大を図り、安定した労働力確保の対策を講ずる。

5 安定した雇用対策を

財政の中期展望を作るべきである。地方財政については、先に強行した公共事業の補助率削減を元に戻すことは当然のことであり、かつ国の責任で必要な財源を確保すべきであり、併せて地方の財政自主権を確立することが必要である。

一九九〇・七・一四（於・長野県上松）

GNP 1%（約四兆円）を国土保全・森林の活性化に投資することを提唱する

日本社会党中央執行委員会
委員長 土 井 たか子

一、人類にとって今ほど地球規模での自然環境保全が重要な課題となつてゐる時はない。とくに近年、森林・緑資源が世界で急速に減少しつつあり、将来において砂漠化、温暖化など地球環境への悪影響が必配され、森林資源を守り育てることが人類生存のための重要な課題となつてゐる。わが国においても、森林資源のもつ国土・自然環境の保全、水資源の確保、大気の浄化、保健休養など公益的機能の維持、増進に対す

る国民の要望が高まっているなかで、森林資源の充実が急がれている。

一、ところが、わが国の森林は、熱帯林をはじめとした木材の大量輸入、木材需要の低迷、山を守る山村の過疎化、高齢化によつて林業労働力の確保が困難となり、健全な

森林の育成に欠かせない間伐、保育のおくれなどその生産活動が停滞し、国土、自然環境保全、水資源確保をはじめとする森林の持つ公益的機能に重大な支障をきたして

一九九〇・七・二六

一、党は、地球環境保全と緑豊かな山づくり、森林の持つ公益的機能の充実のために年末の通常国会には地域林業振興法案など六法案を提案するが、当面次のような緊急課題を提唱する。

(1) 森林を国民共有の公共財、社会資本として位置づけ、国民の合意と参加のもとで森林資源の充実、公益的機能を發揮させるために、国はG.N.P.1%（約四兆円）を投資すべきである。

(2) わが国は世界の丸太貿易の二〇%、熱帯林材の四〇%を輸入し、世界最大の輸入国となつており、その保全・再生は国際的債務となつてゐる。したがつて輸入材とリンクした「熱帯林再生資金」を国連に拠出し消滅が憂慮される熱帯林の保全・再生をはかることを積極的に行う。

(3) 森林・林業の中心的な役割を果す国有

林野事業については、累積債務の解消、一般会計からの助成の強化、及び基幹的労働力の確保により、森林資源の充実を

ばかり、国有林の機能を十分に發揮し、真に国民の山にふさわしいものとすべきである。

酸化チタンの製造工程で発生する 廃棄物処分地の調査についての申し入れ

に措置されるよう申し入れする。

① 酸化チタン製造会社は全国で7社ある。これら各事業場および産業廃棄物の処分地の放射能汚染の実態を早急に調査、公表すること。

② イルメナイト鉱石等の取扱い職場におけるラドン濃度の測定を実施するとともに従業員および周辺住民の健康調査を行うこと。

③ 原料イルメナイトおよびその他放射能を含むおそれのある物質のチェックを実施すること。

④ 岡山県における調査、分析、対策等を指導し、一日も早い安全対策を講ずること。

⑤ 産業廃棄物の安全性についての法的整

日本社会党岡山県本部が七月二二三日、岡山県邑久郡邑久町尻海の錦海塩業産業廃棄物処分場の調査を行つたところ、地表で五五〇マイクロレントゲン／時、地表1mで二五〇マイクロレントゲン／時、地下20cmで七〇〇マイクロレントゲン／時を検出した。

岡山県の調査によつてこの産業廃棄物は、ティカ岡山工場の酸化チタン製造工程で発生した産業廃棄物であることが判明した。

現在、科学技術庁、県がそれぞれ資料を持ち帰り分析中であるが、高レベルの放射線を検出した廃棄物の原料は、マレーシア産のイルメナイト鉱石であつた。

したがつて、以下の各事項について早急

備を行うこと。

一九九〇・七・二六（第一七回中執）

日本社会党政策審議会長

伊藤茂

日本社会党商工部会長

水田稔

日本社会党科学技術部会長

野坂浩賢

日本社会党環境部会長

岩垂寿喜男

通商産業大臣

武藤嘉文

科学技術府長官

大島友治

日本社会党政務部会長

通商産業大臣

岩垂寿喜男

日本社会党科学技術部会長

野坂浩賢

日本社会党環境部会長

水田稔

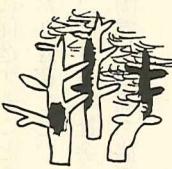
日本社会党政策審議会長

伊藤茂

日本社会党商工部会長

野坂浩賢

日本社会党科学技術部会長



「日本社会党訪朝代表団」

記者会見要旨（七月二十四日）

日本社会党訪朝代表団

团长久保亘

日本社会党訪朝代表団は、朝鮮労働黨の招待により七月二〇日から七月二十四日まで

招待により七月二〇日から七月二十四日まで訪朝した。

今回の訪朝の目的は、

一、日本社会党と朝鮮労働党との間で、長い間培ってきた友好・親善の関係を一層

発展させること。

二、激動する世界情勢およびアジア情勢についての意見交換を行い、アジアにおける

平和と安定について、両党間で協力して推進すること。

三、南北の自主的平和統一について、その推進をはかること。

四、日朝関係の改善について、友好的に促進すること。

などであった。

両党間の会談は、七月二一日、二二日、二三日の三日間にわたり、政治会談三回、実務

者会談一回、そしてトップ会談一回の延べで五回の会談が率直かつ友好的に行われた。

会談は、朝鮮労働党國際部で行われ、朝鮮労働党側は、金容淳書記（國際部長）、金養建國際部副部長を中心して会談を行った。また、代表団は二三日李鐘玉国家副主席（元總理）と万寿台議事堂において会見した。

会談の結果、「二」「三」については、相互に意見交換を行い、今後とも両党的友好・親善を深めていくことを確認するとともに、アジアにおける平和と安定にとって、重要な南北の自主的平和統一について、その障害を取り除くため両党は一層の努力を行うことを確認した。

また、東北アジアにおける非核平和地帯の創設に向け、両党は一層努力をすることを確認した。

「四」の日朝関係改善については、長い間

の日本社会党と朝鮮労働党との友好・親善関係の上にたつて友好的に促進することを確認し、両党間でつぎのとおり合意した。

一、日朝関係改善のため、日本社会党、自由民主党、朝鮮労働党との間で協議することを確認する。

二、そのため、田辺誠日本社会党中央執行副委員長を団長とする日本社会党代表団と自由民主党金丸信元副総理を団長とする自由民主党代表団が九月にピョンヤンを訪問することを歓迎する。

三、経済協力、人的往来など朝日関係改善

のための実際的な措置をとるべきである。

四、懸案事項である通信衛星の利用、直行航空路の開設、パスポート問題など友好的に解決すべきである。

五、第一八富士山丸船員問題については、全般的な朝日関係問題の協議と進展のなかで人道主義的に論議することができ。論議するということは、解決の出口を探すことの論議である。

六、だ捕船員問題は、うまく、良く解決すると思つてゐる。

七、土井委員長の金日成主席に宛てた親書について、金日成主席からの謝意が、金容淳書記を通じて伝えられた。

「親切な内容を含む親書を拝読していきます。土井委員長が情熱的活動を繰り広げ日本人民の中で影響力を強めていることを祝福します。

日本社会党の指導部が朝日関係改善に努力を傾けていることは、立派なことであります。

一、朝鮮労働党は、日本政府の言行一致を強く求める。そのため、今後の日本政府の態度を充分注視したい。

二、日本が過去の植民地支配に対する当然の謝罪とわが国人民に対する膨大な損害を与えたことに対する賠償が行われるべきである。

三、経済協力、人的往来など朝日関係改善

勝を祈ります。」

(政治会談の中でも朝鮮労働党代表団の訪日については、招待を感謝し、関係改善のよい雰囲気ができれば派遣することで合意している。)

なお、金容淳書記を通じて金正日書記から日本社会党代表団に対する謝意が伝えられた。

なお、金容淳書記を通じて金正日書記から日本社会党代表団に対する謝意が伝えられた。

◎日本社会党訪朝代表団

團長久保亘
中央執行副委員長・参議院議員

朝鮮問題対策委員会委員長
事務局長山花貞夫

副書記長・衆議院議員
廣報局長・衆議院議員

団員田並胤明

國民運動局長・参議院議員
深田肇

顧問田辺誠
(七月一七日～二四日)

朝日関係改善は両国人民の利益に合致し、東北アジアの平和にも有益であります。

また、朝鮮労働党代表団の招待については、適当な時期に派遣します。

土井委員長の活動の大きな成果とご健

書記長見解

日本社会党

書記長 山口鶴男

日本社会党は、四月三～五日に開催した第五回定期全国大会において、「コメの市場開放開

放阻止にむけた取り組みをおこなう」という方針を決定しており、また、七月九日の全国

一九九〇・七・二七

記者会見要旨

兵庫県立神戸高塚高校

生徒圧死事件日本社会党合同調査団

一、まず初めに、このたびの痛ましい事件で亡くなられた故石田僚子さんに深く哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りいたします。また、突然大事なお子様を失われたご両親の心中は察するにあまりあるものがあります。

一、いかなる理由があれ、学校教育の場で預

書記長会議における書記長報告でも「党は、『コメの市場開放は行わない』との国会決議に基づき、年末のガット・ウルグアイラウンドに向けて国内外での活動を強化する」という方針を再確認しています。ガット貿易交渉委員会を間近かにひかえ、農業交渉が重大なヤマ場をむかえているときに、「コメの市場開放を阻止する」という党の公約をあくまでも堅持し、コメの市場開放を阻止し、穀物自給率の向上にむけて努力することを改めて表明します。

ばなりません。

従つて、その刑事事件としての責任問題は司法関係者の手によって追求されるものであり、行政上の責任については、昨日県教育委員会において一定の結論が出されました。

しかしながら、今回の事件は、関係者が処分されれば済む問題ではありません。石田僚子さんの死を無駄にしないためにも、どうしてこのよう痛ましい事件が起きたのか、このようなことを再び起こさないためにはどうしたら良いのかが真剣に検討され、学校教育の改革が図られなければなりません。この際、教育とは何か、学校とは何をするかについて、学校関係者のみなら

ず全国民が考え直してみるべきではないでしょうか。私たちは、本日こうした立場で事実関係の調査にまいりました。

一、そもそも、今回の事件の発端となつた「定期に、生徒の登校状況を無視して、問答無用で門を閉める」という指導そのものが、管理主義教育の弊害を端的に表しているといえます。

遅刻は、たしかにほめたことではあります。しかし、生徒の種々の理由で、やむをえず遅刻する場合もあるでしょう。とくに高塚高校のような、相当広範囲の通学区をもつてゐる学校なら、なおさらです。「遅刻をすまい」と思つて、一生懸命かけこんでくる生徒を、あたたかく見守つて誘導するのではなく、問答無用で門をしめるやり方は、教育の名に値しないばかりか生徒指導の本旨を忘れ、人間よりも規則を守ることの方が優先するとの倒錯した考えに、学校がおちついていたのではないかとまで疑わざるを得ません。

また、安易に学校現場に「処罰主義」を持ち込み、校則に少しでも違反したら、即、罰則という教育では、子どもの人権を侵害するばかりでなく、教師と生徒との真の信頼関係は決して生まれるものではありません。

一、また、見落してはならないのは、今回の

事件の最も基本的な原因が、今日まで文部省がおしすすめてきた能力主義・管理主義教育にあるということです。

テスト点数や外観だけでははかることのできないひとりひとりの子どものもつ多様な能力を開花させることこそ教育の本来の在り方です。学歴偏重の風潮のなかで、安易な管理主義教育にながれ、教育本来の姿を見失つた生徒指導を早期に見直す必要があります。

重要なことは、子ども・青年と日々向かいあつてゐる教師集団の自主性や相互批判が行われ易い環境づくりです。

さらに、生徒と教職員が心を開いて語り合える場、父母と教職員が、子どもを中心

にしえ、語り合える場を早急につくることが必要です。

そして、学校にゆとりと自治と人権を根づかせ、地域・父母とともに子ども・青年の人権保障を中心とする立場を大切にするようなルール作りをしなければなりません。

一九九〇年七月二七日

きとどいた教育の実現は困難です。このようない「過大規模校」や通学に一時間半をも要する「過大学区」の解消など制度の改善が必要です。

一、昨年の国連総会で、採択された「子ども権利条約」は、子どもの人権を抜本的に見直し十分保障するよう全世界によびかけた画期的な条約といえます。日本政府は、この条約の批准にきわめて消極的であり、いつ批准するかのメドさえたつていませんが、社会党は、この条約の早期批准に全力をあげ、教育の主体は子どもにあるとの、この条約の精神を生かした学校づくりに努力してまいります。



編集後記

戦火の中東に海部首相は歴訪すべきかどうか、お盆休みに政府と与党はスッタモンドの大論争だったが、この禍中での某野党党首は「ノーマルな国際感覚に基いた確たる外交方針をもたない海部首相では、行つたところで……。まあ、極楽トンボだね」。▼そういえば、石油大消費国・日本の中東依存度は世界一である。漢字ができた大昔から「油断大敵」と人間に教えた。数千年をへた今日でも油を断たれることは、いかに生活を破壊し大混乱におとしいれるかは一九七三年の『オイル・ショック』とトイレットペーパー騒動』を想起すれば明白であろう。▼反イラク統一戦線への派遣を即決したサミット加盟国（日本を除いた）はもちろんソ連艦艇までがペルシャ湾など中東近海に出兵していると全ての外電は伝えている。トルコの加盟するNATO軍事同盟条約も発動されているようだ。イラクの不当なクウェート侵略は、いわゆる“集団安保の機能”というか、“助け、助けられる信義”的履行というか、国際秩序の保持に大多数の国々がその任務を果たした。▼最近「国際化時代に対応して……」という言葉が永田町や霞が関のみならず自治体、経済、労働、文化、

その他あらゆる団体等で枕詞となつていては乱用されているが、それならお尋ねするが、今回のイラクの蛮行に対する前述の各国が果たしている国際信義をどう理解すべきなのか……とにかく憲法の前文や第九条では全く予定していなかつた事態が起きているのである。しかし米国との間には相互安全保障条約が締結され、国内には米軍が駐留していることも国民周知の現実である。▼今日、東西を問わず自国民の生存と財産、そして主権を防衛するための軍事力を保有している国がほとんどである。残念ながらこうした実態は、現段階における“国際的公理”と認めないわけにはいかない。それでも不安な国々は“集團安保”的体制を求めているのも世界の現実である。わが党も戦後四十年掲げてきた非武装の旗を降ろし始め、そして「違憲・合法」論を皮切りに自衛隊の容認（隊員及び職員の昇給承認）へと舵をとりながら、國民に不安をあたえない政権構想を明示していることは周知のとおりである。▼ミンチランやブランコラム、西独の党首たちは「政権には内政で、外交防衛ではない」と語っていたが、石油など無資源国・日本では、なおさらの觀だ。いまの野党の連合政権下で、今回のように無謀な戦争屋が暴れまわつたら、時の首相はどう対応するだろうか。「極楽トンボ……」などと言われないように……。

(S)

政策資料編集委員会

委員長	伊藤茂	穂山篤
編集委員	松前仰	温井寛
	佐藤敬治	五十嵐広三
	水田稔	田中恒利
	浜本万三	村山富市
兼事務局長	矢田部理	福間知之
会計監査	押田三郎	川那辺博
	浜谷惇	佐間田勝美
	渡辺博	村山富市
	佐藤敬治	福間知之
	粕谷照美	川那辺博

「政策資料」 購読料のお知らせ

定価	一部	三〇〇円
送料	一部	五一円
年間購読料	四二〇〇円	（前納）
	ご送金は左記へお願いいたします。	
郵便振替	東京8-80821	
又は		
大和銀行	衆議院支店	
普通	203888	
日本社会党政策審議会		

1990年版 政策資料号外

主な内容

- 「消費税廃止法の提案と審議経過」趣旨説明／関連法案要綱／見直し法案批判など
- 「法案審議の焦点」老人福祉等改正案／高齢者雇用安定法改正案／商法改正案／生涯学習をめぐつて／大都市住宅法等改正案
- 「政策をめぐる国会論戦」日米構造協議／軍縮＆平和／選挙制度／原発事故調査報告／N T T分割問題
- 「社会党提出法案の解説」育児休業法／空き瓶回収法
- 「全法案要旨、審議経過、各党の態度、成果」
- 付録「118特別国会での審議日程・各党賛否一覧表」

国

会

報

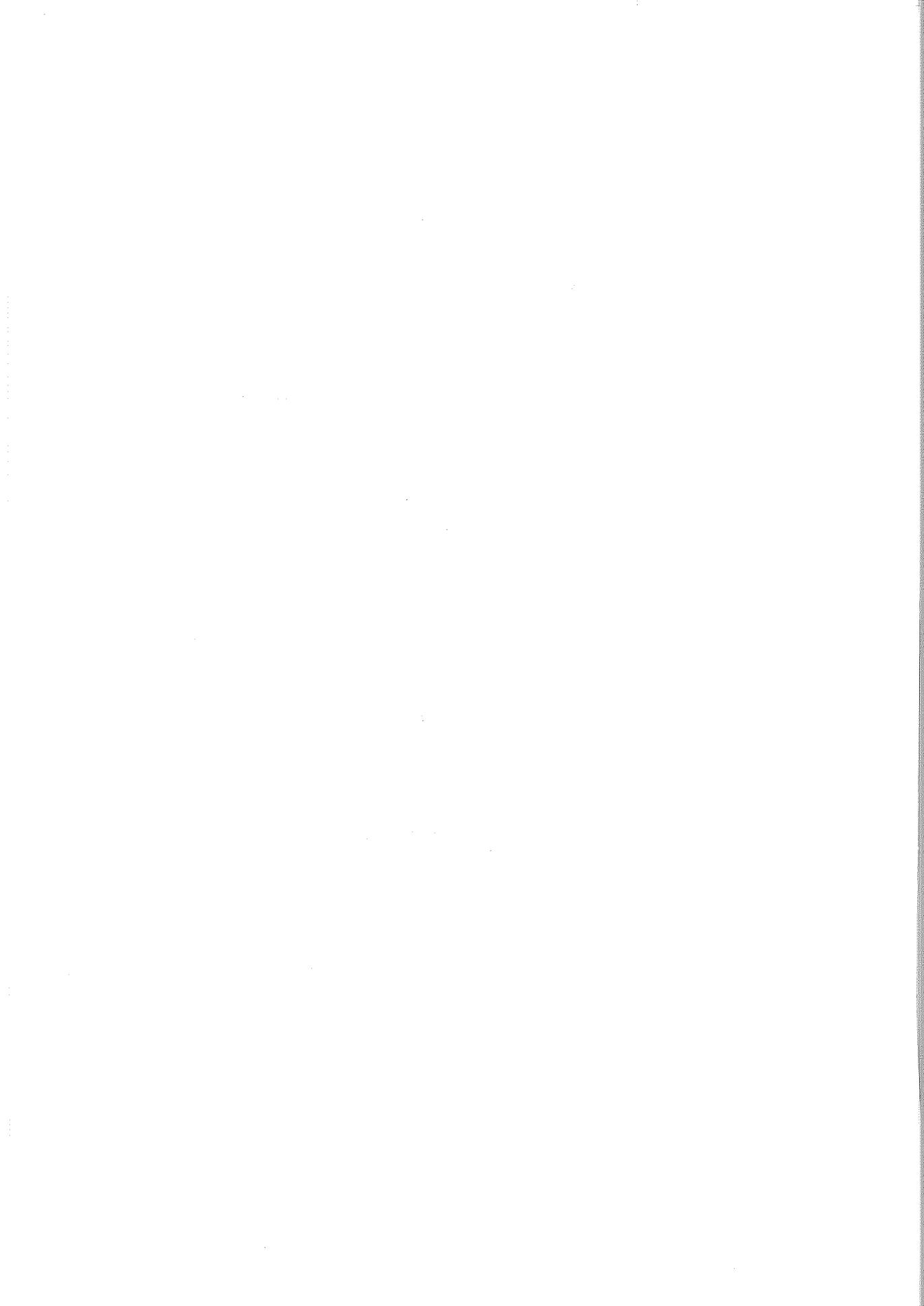
告

A5判 280頁
価額1,100円
(送料260円)

日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1 衆院第1会館内

☎ 03(581)5111 (内線)3880～3884



POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

September 1990

No. 288

Foreword : Kohzo IGARASHI, Vice-Chairman of the Policy Board

**Special Issue : Policy of Forest-Bills Proposed by JSP Based on
New Policy of Forest**

Revised Bill of the Forest Law

Revised Bill of the National Forest Service Special Account Law

Bill of the Promotion of the Regional Forest Service

Bill of the General Promotion and Maintenance of Forest

Special Measures Bill of the National Forest Maintenance

Documents :

Presentations to the Government Concerning the Drafting of the
National Budget for 1991 Fiscal Year

* Presentation to Prime Minister KAIFU Concerning the Drafting
of the National Budget for Next Fiscal Year

* Comment on a Yardstick of the Approximate Demands of the Each
Ministry Concerning the National Budget for Next Fiscal Year

* Presentaion to the Ministry of Education Concerning the National
Budget for Next Fiscal Year

* Presentaion to the Ministry of Transport Concerning the National
Budget for Next Fiscal Year

Five Proposals on the Ten-Year Public Investment Plan

News Conference(Rough) of JSP Delegation Visited DPRK in July

General Secretary's Observation on "the Market Open to Rice" Problem

政策資料 9月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊藤茂

発行 日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 東京 03(581)5111内線3886~7

FAX 東京 03(502)5857

定価 300円 (送料51円)

**PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE JAPAN SOCIALIST PARTY**

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)581-5111 Ext. 3880~4 Fax(03)502-5857